

平成 21 年度実施 大学機関別認証評価 評価報告書

熊本大学

平成 22 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 基準ごとの評価	8
基準1 大学の目的	8
基準2 教育研究組織（実施体制）	10
基準3 教員及び教育支援者	13
基準4 学生の受入	17
基準5 教育内容及び方法	21
基準6 教育の成果	35
基準7 学生支援等	37
基準8 施設・設備	41
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	44
基準10 財務	47
基準11 管理運営	49
<参 考>	55
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	57
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	58
iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	62

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しました。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

21年7月	書面調査の実施 財務専門部会（注1）の開催（書面調査の基本的な進め方の確認等）
8月～9月	評価部会（注2）、財務専門部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定） 運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～22年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注2）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成22年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

赤岩英夫	元 群馬大学長
鮎川恭三	元 愛媛大学長
池端雪浦	前 東京外国語大学長
江上節子	武蔵大学教授、東日本旅客鉄道株式会社顧問
尾池和夫	国際高等研究所長
大塚雄作	京都大学教授
岡本靖正	前 東京学芸大学長
荻上紘一	大学評価・学位授与機構教授
梶谷誠	電気通信大学長
金川克子	神戸市看護大学長
北原保雄	元 筑波大学長
○小出忠孝	愛知学院大学長
河野通方	大学評価・学位授与機構評価研究部長
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
後藤祥子	前 日本女子大学長
小林俊一	秋田県立大学長
小間篤	科学技術振興機構研究主監
齋藤八重子	元 東京都立九段高等学校長
佐藤東洋士	桜美林大学長
鈴木昭憲	前 秋田県立大学長
永井多恵子	前 日本放送協会副会長
ハンス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
福田康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
森本尚武	元 信州大学長
山内芳文	大学評価・学位授与機構教授
◎吉川弘之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
鮎 川 恭 三	元 愛媛大学長
岡 本 靖 正	前 東京学芸大学長
◎荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
北 原 保 雄	元 筑波大学長
児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
鈴 木 昭 憲	前 秋田県立大学長
福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
森 本 尚 武	元 信州大学長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第2部会)

荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
○黒 木 登志夫	日本学術振興会学術システム研究センター副所長
◎小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
○齋 藤 寛	前 長崎大学長
佐 竹 秀 雄	武庫川女子大学教授
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
玉 真之介	岩手大学理事・副学長
長谷川 裕	琉球大学教授
○林 勇二郎	国立高等専門学校機構理事長
檜 垣 孝	大東文化大学教授
堀 正 二	大阪府立成人病センター総長
○牟 田 泰 三	福山大学長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

熊本大学

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
北 村 信 彦	公認会計士、税理士
○佐 藤 東洋士	桜美林大学長
清 水 秀 雄	公認会計士、税理士
◎和 田 義 博	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準11のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。また、対象大学の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」等を抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準11において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「改善を要する点」及び「更なる向上が期待される点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」、「iii 自己評価の概要」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成21年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

熊本大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 平成 19 年度文部科学省科学技術振興調整費における「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」プログラムに「挑戦的若手研究者の自立支援人事制度改革」が採択され、若手研究者の育成を目的にテニユア・トラック制度を構築している。
- KU：TO、SOSEKI などによる学習環境が整備され、授業改善にも有効に活用されている。
- 学士課程教育や大学院教育等に関して、文部科学省教育GPにおいて平成 20 年度に 2 件、文部科学省特色GPにおいて平成 16 年度に 1 件、平成 18 年度に 1 件、文部科学省現代GPにおいて平成 18 年度に 1 件、文部科学省教員養成GPにおいて平成 17 年度に 1 件、文部科学省大学院GPにおいて平成 19 年度に 3 件、平成 20 年度に 1 件、文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブにおいて平成 17 年度に 1 件、平成 18 年度に 2 件、文部科学省「戦略的大学連携支援事業」において平成 20 年度に 1 件、文部科学省「がんプロフェッショナル養成プラン」において平成 19 年度に 1 件、文部科学省「先導的 IT スペシャリスト育成推進プログラム」において平成 18 年度に 1 件、文部科学省「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」において平成 20 年度に 1 件、文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」において平成 19 年度に 3 件、文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」において平成 16 年度に 3 件、平成 21 年度においても文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」において 1 件、文部科学省「理数学生応援プロジェクト」において 1 件、文部科学省大学院GPにおいて 1 件など、GPに多くのプロジェクトが採択されている。教育に関するGPに重大な関心を寄せて努力している様子がうかがえる。
- 文部科学省グローバルCOEプログラムにおいて平成 19 年度に 1 件、平成 20 年度に 2 件の取組が採択され、高水準の教育研究を展開している。
- 平成 15 年度に文部科学省特色GPに採択された「IT環境を用いた自立学習支援システム」では、履修過程支援や、自主的学習支援の充実を図っている。
- キャリア支援・広報・国際戦略に民間から課長級の常勤職員を採用し、有効に機能している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 学士課程の 1 つの学部の 3 年次編入及び大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-1① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

学則において、大学の教育研究上の目的を「教育基本法及び学校教育法の精神に則り、総合大学として、知の創造、継承及び発展に努め、知的、道徳的及び応用的能力を備えた人材を育成することにより、地域と国際社会に貢献することを目的とする。」と定め、それに基づき、中期目標において、基本的な目標、理念及び目的を定めている。各学部・学科等は、大学の理念、目的等を踏まえた上で特性に応じて、それぞれの理念と目的を定めている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-1② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院学則において、大学院の教育研究上の目的を「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定め、それに基づき、中期目標において、基本的な目標、理念及び目的を定めている。各研究科・専攻等は、大学院の理念・目的等を踏まえた上で特性に応じた目的を定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-2-1① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

大学の目的や理念等は、規則集システム、熊本大学概要、学生案内、広報用の冊子『熊本大学の立つところ目指すところ！』等に掲載され、構成員に周知されている。熊本大学概要は、他大学・高等専門学校、来訪者等にも配布している。また、大学の公式ウェブサイトでは、理念、目的に加え、『熊本大学の立つところ目指すところ！』や学部等の目的等を掲載し、構成員に周知するとともに、広く社会に公表している。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 広報用の冊子『熊本大学の立つところ目指すところ！』を発行して大学の理念・目的について広く周知・公表している。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学の学部及びその学科・課程の構成は

- ・ 文学部（4学科：総合人間学科、歴史学科、文学科、コミュニケーション情報学科）
- ・ 教育学部（6課程：小学校教員養成課程、中学校教員養成課程、特別支援学校教員養成課程、養護教諭養成課程、地域共生社会課程、生涯スポーツ福祉課程）
- ・ 法学部（1学科：法学科）
- ・ 理学部（1学科：理学科）
- ・ 医学部（2学科：医学科、保健学科）
- ・ 薬学部（2学科：薬学科、創薬・生命薬科学科）
- ・ 工学部（7学科：物質生命化学科、マテリアル工学科、機械システム工学科、社会環境工学科、建築学科、情報電気電子工学科、数理工学科）

である。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教養教育実施機構が教務委員会及び大学教育機能開発総合研究センター（専任教員7人）と有機的な連携を図りながら教養教育を実施している。教養教育実施機構の中に教養教育実施委員会を設け、講師以上の全教員が参加する教科集団（自然系列4学系、人文社会系列4学系及び共通系列）を組織し、7教科単位（基礎セミナー、情報科目、外国語科目、主題科目Ⅰ、主題科目Ⅱ、学際科目、開放科目）によるカリキュラムを編成し、全学協力体制の下で教養教育を推進している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学の大学院における研究科、教育部及びその専攻の構成は

- ・ 教育学研究科（修士課程2専攻：学校教育実践専攻、教科教育実践専攻）
- ・ 社会文化科学研究科（博士前期課程5専攻：公共政策学専攻、法学専攻、現代社会人間学専攻、文化化学専攻、教授システム学専攻、博士後期課程3専攻：人間・社会科学専攻、文化化学専攻、教授シス

テム学専攻)

- ・ 自然科学研究科（博士前期課程 8 専攻：理学専攻、複合新領域科学専攻、物質生命化学専攻、マテリアル工学専攻、機械システム工学専攻、情報電気電子工学専攻、社会環境工学専攻、建築学専攻、博士後期課程 5 専攻：理学専攻、複合新領域科学専攻、産業創造工学専攻、情報電気電子工学専攻、環境共生工学専攻）
- ・ 医学教育部（修士課程 1 専攻：医科学専攻、博士課程 1 専攻：医学専攻）
- ・ 保健学教育部（修士課程 1 専攻：保健学専攻）
- ・ 薬学教育部（博士前期課程 2 専攻：分子機能薬学専攻、生命薬科学専攻、博士後期課程 2 専攻：分子機能薬学専攻、生命薬科学専攻）
- ・ 法曹養成研究科（専門職学位課程 1 専攻：法曹養成専攻）

である。

これらのことから、研究科、教育部及びその専攻の構成は、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

特殊教育に関する専門教育を施して、特別支援学校一種又は特別支援学校専修免許状の所要資格を修得させ、特殊教育に関する専門的な知識を有する人材を育成することを目的として、特別支援教育特別専攻科を設置している。また、看護師免許を有する者や取得見込みの者を対象に、資質の優れた養護教諭を養成することを目的として養護教諭特別別科を設置している。

これらのことから、専攻科・別科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

附属図書館、保健センター、教養教育実施機構、大学教育機能開発総合研究センター、環境安全センター、eラーニング推進機構、総合情報基盤センター、国際化推進機構など、29 の附属施設、センター等が設置され、それぞれの目的に沿って適切に運営されており、大学の目的を達成する上で重要な役割を果たしている。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

各学部、研究科、センター等に教授会、研究科委員会又は運営委員会を設置し、教育課程、学生の卒業又は課程の修了及び学位の授与等並びに教員人事に関する事項等、教育研究に関する重要事項を審議している。部局によっては、代議員会を設けるなど運営の円滑化・効率化を図っている。教授会等は、部局の特性に応じた構成となっており、原則として月 1 回以上開催している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

熊本大学

教育会議の下に、教務委員会、入学試験委員会、学生委員会及び進路支援委員会が設置され、学生の受入、教育課程や教育方法、授業改善、学生支援、進路支援等に関する検討を行っている。また、各学部・研究科等においても、教務委員会等を設置し、月1～2回程度の会議を開催して、教育課程や教育方法等について審議している。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員組織編制の基本単位は(大)講座又は学科目であるが、教員は、教育研究上の目的を踏まえた教員組織編制の単位である学部・学科、研究科・専攻又は研究部・部門・講座に所属している。教員の役割分担及び教育研究に係る責任の所在等は、学則に定められている。各学部、研究科、研究部には、責任者として学部長・学科長、研究科長・専攻長、研究部長・講座長が置かれている。

これらのことから、適切な教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 文学部：専任74人(うち教授35人)、非常勤23人
- ・ 教育学部：専任101人(うち教授46人)、非常勤78人
- ・ 法学部：専任36人(うち教授18人)、非常勤32人
- ・ 理学部：専任80人(うち教授39人)、非常勤30人
- ・ 医学部：専任299人(うち教授72人)、非常勤118人
- ・ 薬学部：専任61人(うち教授23人、実務家教員5人)、非常勤8人
- ・ 工学部：専任163人(うち教授74人)、非常勤38人

また、各学部等の大部分の主要科目を、専任の教授又は准教授が担当している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程(専門職学位課程を除く。)において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：研究指導教員 64 人（うち教授 50 人）、研究指導補助教員 39 人
- ・ 医学教育部：研究指導教員 87 人（うち教授 59 人）、研究指導補助教員 48 人
- ・ 保健学教育部：研究指導教員 17 人（うち教授 17 人）、研究指導補助教員 0 人

〔博士前期課程〕

- ・ 社会文化科学研究科：研究指導教員 119 人（うち教授 58 人）、研究指導補助教員 3 人
- ・ 自然科学研究科：研究指導教員 196 人（うち教授 111 人）、研究指導補助教員 46 人
- ・ 薬学教育部：研究指導教員 39 人（うち教授 22 人）、研究指導補助教員 2 人

〔博士後期課程〕

- ・ 社会文化科学研究科：研究指導教員 77 人（うち教授 50 人）、研究指導補助教員 15 人
- ・ 自然科学研究科：研究指導教員 193 人（うち教授 112 人）、研究指導補助教員 51 人
- ・ 薬学教育部：研究指導教員 39 人（うち教授 22 人）、研究指導補助教員 2 人

〔博士課程〕

- ・ 医学教育部：研究指導教員 89 人（うち教授 59 人）、研究指導補助教員 122 人

ただし、教育学研究科教科教育実践専攻の各専修に置かれている各コースにおいては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の教科に係る「専攻」において必要とされる教員数を「コース」に準用することとすれば、平成 21 年 5 月 1 日現在、理科教育コースにおいて研究指導補助教員が 3 人、家政教育コースにおいて研究指導教員（教授）が 1 人不足している。このことは大学院設置基準違反ではないが、速やかな改善が望まれる。

なお、理科教育コースについては平成 22 年 1 月 1 日付けですべて充足され、家政教育コースについては平成 22 年 2 月 1 日付けですべて充足されている。

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員がおおむね確保されていると判断する。

3-1-4 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

法曹養成研究科における専任教員数は 17 人（うち教授 13 人、実務家教員 4 人）であり、専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-5 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員の採用は、公募を原則としている。また、平成 19 年度文部科学省科学技術振興調整費における「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」プログラムに「挑戦的若手研究者の自立支援人事制度改革」が採択され、若手研究者の育成を目的に、テニユア・トラック制度を構築し、任期制の特任助教を採用しており、テニユア審査に合格した場合にはテニユアポスト（准教授）に採用することとしている。

さらに、国際化に対応するために外国人教員の増員に努め、男女共同参画推進のために女性教員増に配慮している。平成 21 年 5 月 1 日現在の外国人教員比率は 2.5%、女性教員比率は 13.0%である。

そのほか、工学部では優秀な授業担当教員を対象とする優秀教育者表彰制度を設け、全学的には平成 21 年度から教育活動表彰・報奨制度を導入するなど活性化に努めている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の選考は、教育職員選考規則及び教員選考基準に基づき、公募を原則としている。研究業績に加え教育能力を評価するために、研究業績に関する資料とともに、教育経験の概要及び採用後の教育活動に関する抱負を記載した書類の提出や面接時に教育研究に関するプレゼンテーションを課すなどの取組を実施している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育活動の評価については、教員の個人活動評価指針及び教員の個人活動評価実施要項に基づき、3年間の活動目標を設定して、実績を自己評価させるとともに、年度計画及びその達成状況の自己評価をデータベースシステムTSUBAKIに入力させ、それを基に、部局長等が評価を行っている。その結果については、勤務実績を判断する際の参考資料として取り扱い、昇給及び勤勉手当に反映させている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

「熊本大学研究者情報」、「熊本大学研究シーズ集」とシラバスを比較すれば、教育活動と関連する研究活動が行われていることが確認できる。特に、3件の文部科学省グローバルCOEプログラム、文部科学省科学技術振興調整費のプログラムに採択されるなど、教育内容等に関連する高度な研究活動が展開されている。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程を遂行するために必要な事務職員 396 人及び技術職員 123 人を配置している。TAは、平成 20 年度には 1,102 人採用し、授業準備、機材準備・操作、補助教材作成、実験・実習補助、自主学習のサポートなどに活用している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成 19 年度文部科学省科学技術振興調整費における「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」プログラムに「挑戦的若手研究者の自立支援人事制度改革」が採択され、若手研究者の育成を目的にテ

熊本大学

ニュー・トラック制度を構築している。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

大学の理念及び教育の目的に沿って、求める学生像を「自ら学ぼうとする意欲、物事を多面的に捉えるために必要な幅広い基礎学力、人々と真摯に議論・対話できる能力や協力しあえる社会的能力を備えていることを基本として」、「人間と自然を愛し、志を持って世界と地域への貢献を目指す人／学問に情熱を持ち、自ら柔軟かつ論理的に考える人／行動力に富み、新しい課題に意欲的に取り組める人／広く世界に目を向け、国際舞台で活躍したいと思っている人」と定めている。これに基づき、学部・学科・課程、研究科・教育部・専攻ごとに求める学生像や入学時点までに習得しておくべき教科等を明確に定めて、学生募集要項等に掲載するとともに、ウェブサイト、携帯電話サイト等にも掲載している。さらに、オープンキャンパス、進学説明会等で受験希望者等の関係者に対して、広く公表、周知している。

平成19年度の学士課程新入生に対し、アドミッション・ポリシーの認知度に関するアンケート調査を実施した結果によれば、アドミッション・ポリシーが理解できたとの回答が95.2%である。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

学士課程においては、一般選抜のほかに、推薦入試、帰国子女入試、社会人入試及び私費外国人留学生特別選抜等を実施しており、多様な選抜方法により、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入に努めている。一般選抜では、主として個別学力検査により、学部や学科・課程の特徴に応じた基礎学力を重視した選抜を実施し、推薦入試等の特別選抜では、小論文・面接等によって、受験者の能力や適性を重視した選抜を行っている。入学志願倍率が2倍以上を保っていることから、選抜は実質的に機能しているといえる。

大学院課程においては、研究科・教育部・専攻ごとに、一般入試、推薦入試、社会人入試、外国人留学生入試等を実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

私費外国人留学生選抜を実施している。平成 21 年 5 月 1 日現在の留学生数は、学士課程が 90 人、大学院課程が 216 人である。

また、高等教育機関での学習機会を得たいとの社会からの要望にこたえるため、大学院において社会人入試を積極的に実施している。平成 21 年 5 月 1 日現在の社会人大学院学生は、410 人である。学士課程においては、医学部保健学科看護学専攻で社会人特別選抜を実施している。

そのほか、短期大学、高等専門学校等を卒業する者に更なる学習の機会を提供するため、各学部等で編入学選抜を実施している。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-2③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学士課程の入学者選抜は、入学試験委員会規則に基づき、学長の下に、教育・学生担当の副学長を委員長とする入学試験委員会による実施体制を構築するとともに、各学部に試験実施組織を整備している。

大学院の入学者選抜は、各研究科等の入学試験委員会の責任の下で実施している。

合否判定は、試験結果等の判定資料を基に、各学部・研究科等での選考会議、教授会の議を経て行っている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-2④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

平成 16 年度に、入試成績と入学後の成績の相関を中心として、成績追跡調査を全学部で実施し、入学者選抜方法研究専門委員会で検討を行っている。その結果を踏まえて、推薦入学の募集定員増や試験科目の見直しなどが行われている。また、学生生活実態調査等の結果を参考に選抜方法を検討し、工学部では平成 20 年度から大学入試センター試験を課さない推薦入試を一部の学科で実施している。

大学院教育の国際化及び近年のアジア諸国からの外国人留学生の増加に対応するために、外国人留学生選抜に関して、英語による筆記試験及び面接試験を行うほか、インターネットを介しての面接試験を行うなどの取組を実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-3-1① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成 17～21 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、医学部（3 年次編入）については、平成 18～21 年度の 4 年分、平成 18 年 4 月に改組された薬学部については、平成 18～21 年度の 4 年分、平成 20 年 4 月に設置された保健学教育部（修士課程）については、平成 20～21 年度の 2 年分、平成 18 年 4 月に設置された社会文化科学研究科（博士前期課程）については、平成 18～21 年度の 4 年分、平成 18 年 4 月に改組された自然科学研究科（博士前期課程、博士後期課程）については、平成 18～21 年度の 4 年分、また、平成 20 年 4 月に改組された医学教育

部（博士課程）は、平成 20～21 年度の 2 年分。）

〔学士課程〕

- ・ 文学部：1.09 倍
- ・ 文学部：（3 年次編入）：0.92 倍
- ・ 教育学部：1.07 倍
- ・ 法学部：1.02 倍
- ・ 法学部：（3 年次編入）：0.84 倍
- ・ 理学部：1.04 倍
- ・ 医学部：1.01 倍
- ・ 医学部（3 年次編入）：0.95 倍
- ・ 薬学部：1.04 倍
- ・ 工学部：1.04 倍
- ・ 工学部（3 年次編入）：1.84 倍

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：0.91 倍
- ・ 医学教育部：1.25 倍
- ・ 保健学教育部：1.40 倍

〔博士前期課程〕

- ・ 社会文化科学研究科：1.43 倍
- ・ 自然科学研究科：1.13 倍
- ・ 薬学教育部：1.20 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 社会文化科学研究科：2.04 倍
- ・ 自然科学研究科：1.23 倍
- ・ 薬学教育部：0.69 倍

〔博士課程〕

- ・ 医学教育部：0.77 倍

〔専門職学位課程〕

- ・ 法曹養成研究科：1.05 倍

〔専攻科〕

- ・ 特別支援教育特別専攻科：0.70 倍

〔別科〕

- ・ 養護教諭特別別科：0.94 倍

工学部（3 年次編入）、保健学教育部（修士課程）、社会文化科学研究科（博士前期課程、博士後期課程）については入学定員超過率が高い。また、薬学教育部（博士後期課程）については入学定員充足率が低い。

社会文化科学研究科は、平成 20 年 4 月に、文学研究科（修士課程）、法学研究科（修士課程）、社会文化科学研究科（修士課程及び後期 3 年博士課程）を統合・再編し、新たな社会文化科学研究科（博士前期課程・博士後期課程）として創設するなど適正化に努めている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は、学士課程の 1 つの学部（3 年次編入）及び大学院課程の一部の研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 学士課程の1つの学部の3年次編入及び大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】**基準5を満たしている。**

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目により編成し、主体的な課題探求能力や外国語運用能力の育成に力を注いでいる。初年次では少人数教育に重点を置き、教員との密接なコミュニケーションの下で、生きる力の養成と情報リテラシーを含んだ基礎的学習能力の涵養を目指している。

教養教育は、基礎セミナー、情報科目、外国語科目、主題科目Ⅰ、主題科目Ⅱ、学際科目及び開放科目から成り、34～40単位以上修得することが卒業要件である。

専門教育は、専門基礎科目及び専門科目から成り、各学部の教育目的に沿って、各教育課程の特色を活かすように授業科目を配置している。

学士課程の教育課程は、教養教育科目と専門教育科目の配置が、バランスの取れた比率で、互いに補い合いつつ4年又は6年の一貫教育を実施している。そのほか、工学部では、物質生命化学科が環境ISO14001を認証取得し、環境システム工学科、知能生産システム工学科、電気システム工学科の教育課程(平成18年度改組後は、マテリアル工学科、機械システム工学科、社会環境工学科、建築学科、情報電気電子工学科)がJABEE(日本技術者教育認定機構)の認定を受けている。また、薬学部では、平成13年9月に環境ISO14001を認証取得し、環境教育及び環境に配慮した研究の推進と環境マネジメントシステ

ムに基づく環境保全活動に取り組むなど、特色ある教育課程を編成している。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生が自己の職業適性や将来について考える機会となるインターンシップを充実させている。インターンシップ受講者は工学部と法学部に多く、平成20年度における単位修得者は全学で431人である。法学部では、進路選択についての学生の関心の高さや社会からの要請等を念頭に置き、2年次生が必ず受講する科目として「職業選択と自己実現」を開講している。

授業担当者は、研究活動を通じて教育目的の実現に必要な知見の水準を確保し、学術の発展動向を踏まえるとともに研究成果を授業に反映させている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

教養教育では、「教養教育の履修について」に基づき、時間割に指定された科目以外は原則履修できないシステムを採用するなど、実質上のCAP制度を導入している。専門教育においても、法学部、工学部は履修単位の上限を設定（CAP制度）している。法学部においては、GPA（Grade Point Average）による評価も取り入れている。シラバスには、学習目標、授業計画、評価方法・基準等及び自主学习につながるレポート・課題等の情報を明示している。また、各学部等に自習室を設置しているほか、カンファレンス室や共同研究室を開放し、授業時間外の主体的な学習を可能とするなど、自主学习を促進するための環境を整備している。そのほか、全学部でのCALL（Computer Assisted Language Learning）による英語の自主学习、WebCTを活用したe-learningによる自主学习を可能にするなど、学習環境を整備している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

分野の特性に応じて、講義、演習、実験、実習、フィールド型授業等をバランス良く組合せるなど、それぞれの教育内容に応じた学習指導法の工夫をしている。

平成18年度に文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」に採択された教育学部の「e1こころ学習プログラムの開発－教員志望のすべての学生にこころの健康一次予防力を養成するe-Learning Programの開発」では、全学の教員志望学生等を対象に大人数対象非同期e-learningコースを実施している。

平成18年度に文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に採択された「工学教育から発信する大学教育の質保証－ポジティブ・フィードバック型の組織的質保証－」では、質保証のためのシステムを構築している。平成16年度に採択された「学習と社会に扉を開く全学共通情報基礎教育」では、情報基礎教育の充実と徹底、学内e-learning普及推進、高大連携への活用、JICA（国際協力機構）等

を通じての国際社会への貢献等を行っている。

平成20年度に文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム（教育GP）」に採択された法学部の「学生主導型ゼミによる地域活性化人材の育成」では、学生主導のゼミ運営を維持しながら、適正なサポート体制を構築し、政策教育を通じた学士課程教育の質的向上を目指しており、同じく平成20年度に採択された薬学部の「エコファーマを担う薬学人育成プログラム」では、難病患者、公害・薬害被害者、環境・衛生関連分野の研究者等との交流や講演会の実施、環境側面を考慮した実習の実施など、特色ある教育を展開している。

また、平成21年度には文部科学省「理数学生応援プロジェクト」において「高・大・大学院連携型理数学生ステップ・アップ・プログラム」、文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」において「学習成果に基づく学士課程教育の体系的構築」がそれぞれ採択されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-2② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

新しい授業方法を考えるための教員のためのウェブサイトとして開設されているKU:TO (KUMAMOTO UNIVERSITY TEACHING ONLINE) に、シラバスの記載方法を掲載し、それに基づいて各教員が担当授業科目のシラバスを作成している。教養教育科目及び専門教育科目のシラバスは、共通の項目（時間割コード、開講年次、学期、曜日・時限、講義題目、担当教員、科目コード、科目分類、選択／必修、単位数及び授業形態、授業の目標、授業の内容、キーワード、テキスト、参考文献、評価方法・基準、履修上の指導、事前学習、事後学習）で作成し、全科目について統一した様式のシラバスをウェブサイト上で公開している。シラバスの活用については、入学時の学生オリエンテーションにおいて、シラバスシステムの説明を行っている。学生は、シラバスを参考に履修計画を立て、学務情報システムSOSEKIにより履修登録を行っている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-2③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

学生の自主的な学習活動を支援するために、学生が自由に利用できる自習室を全学で104室設置している。また、基礎学力不足学生への配慮として、数学、物理、生物などの補習授業等を実施するなどの取組を行っている。上級生がチューターとして下級生を指導している学科もある。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-2④ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価、単位認定及び卒業認定等の基準は、学則、学部規則及び教養教育履修規則等に規定され、個々の授業における評価方法・基準等は、授業科目のシラバスに明示している。成績評価、単位認定及び卒業認定に当たっては、これら規則等に定める要件に従い、教授会又は関係委員会等で審議している。学生への周知は、シラバスをウェブサイト上に公開するとともに、履修ガイダンス時に説明することにより行っている。

KU：TOにおいて、シラバスの具体的な作成方法について解説し、客観的な根拠データに基づく成績評価方法・基準の共有化を推進している。その結果、学期末の定期試験、小テストやレポートの成績、課題発表等の成績、授業への寄与度などを加味した総合評価が多くの授業科目で採用され、成績の確認は学生がウェブサイト上で行っている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価等の正確さを担保するため、成績評価に関する学生の申立に対応する仕組みを整え、異議を申し立てる期間を掲示により周知している。授業担当教員が成績に関する学生の異議に対応するほか、各学部に学習相談員を配置し対応している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

大学院課程における教育課程の編成方針が大学院学則に規定され、その方針と各研究科等の教育研究上の目的を踏まえて、教育課程が体系的に編成されるとともに、授業科目の内容も同編成方針及び同目的等の趣旨に沿ったものとなっている。

例えば、社会文化科学研究科では、博士前期課程に5専攻を置き、各専攻には研究コースのほか必要に応じて専門職コースを置き、それぞれのコースに必要な固有の授業科目を配置するとともに、専門職コース・研究コースの両方にまたがる分野については共通の授業科目を置いて、各コースの目的に対応した教育課程を編成し、それに対応する授業科目を開設している。博士後期課程にあつては3専攻を置いており、e-learningを通じて指導を行う教授システム学専攻では、その目的に応じた授業科目と指導方法によって研究指導が行われており、通常の指導を行う人間・社会科学専攻には6領域を、文化学専攻には5領域を設けており、それぞれの領域の目的に必要な教育課程を編成し、教育課程に対応する授業科目を開設している。自然科学研究科では、博士前期課程・後期課程とも、教育目標の達成へ向けて体系的な専門授業科

目（必修及び選択科目）を配置している。また、専攻専門科目に加え、全専攻共通科目を開講し、多様な選択履修を可能にしている。特に、「問題解決型学生の育成」を行うため、PBL型教育である「プロジェクトゼミナール」を全専攻横断で開講し、博士後期課程では、これを必修化させることにより、創造性豊かな人材の育成を目指している。さらに、総合科学技術共同教育センターを平成19年度に設置し、産学連携及び国際共同教育を行っている。また、「科学技術分野における国際共同教育プログラム」が平成19年10月からスタートし、国際共同教育体制を確立した。加えて、平成19年度より開始した自然科学研究科の「大学院科学技術教育の全面英語化計画」（GRAS IUS計画）（平成19年度に文部科学省「大学院教育改革支援プログラム（大学院GP）」に採択）により、国際化を目指した教育を推進している。このほか、グローバル化に対応するため、GRAS IUS計画に基づいて海外インターンシップの推進とその単位化を行っている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生のニーズや社会からの要請の把握に努めており、秋季入学の拡充や e-learning の整備など、多様な教育課程の編成等に役立っている。

それぞれの授業担当者は、授業の特性に応じて先端的な研究成果も取り入れている。

大学院医学教育部医学専攻の発生・再生医学研究者育成コースでは、平成19年度に採択された文部科学省グローバルCOEプログラム「細胞系譜制御研究の国際的人材育成ユニット」の中核的組織である「リエゾンラボ」の理念を活かし、異分野の学生・教員のグループワークによるPBLを演習科目に取り入れているほか、研究指導においても学生による定期的な研究中間報告に対して複数教員が助言を行うプログレスレポートを実施するなど、学生と教員が一体となった教育研究コミュニケーションを展開し、コース独自の授業科目はすべて英語で開講されている。

平成20年度に採択された「衝撃エネルギー工学グローバル先導拠点」では、週1回COE関係者全員が参加する英語による若手融合プロジェクトゼミナール及び海外リエゾンラボ、英語での国際先導若手研究者阿蘇合宿研修、若手研究者の経験不足を補うシニア知恵袋プログラム等のIMPACT（衝撃）プログラムを始動し、「衝撃エネルギーの科学と工学を基礎とし、専門の枠を超えた幅広い見方ができ、かつ豊かな創造性とグローバルな視野を持つ先導的人材」の育成を目指している。

同じく平成20年度に採択された「エイズ制圧を目指した国際教育研究拠点」では、HIV感染症の基礎研究から治療薬・ワクチンの研究開発へと導くトランスレーショナルリサーチを通じて、高いインパクトのある知識と研究能力を涵養し、また、若手研究者と大学院学生を米国国立衛生研究所（NIH）やオックスフォード大学などに設置する海外リエゾンラボ及び熊本と東京の国内拠点などの競争的環境に置いて実践的に教育し、世界レベルで活躍できる基礎研究者・臨床研究者の体系的な育成に努めている。

さらに、多くの先進的な取組が大学院GPなどに採択されている。

平成18年度に文部科学省「先導的ICTスペシャリスト育成推進プログラム」に採択された自然科学研究科の「次世代情報化社会を牽引するICTアーキテクト育成プログラム」（申請大学：九州大学、連携大学：九州工業大学、宮崎大学、熊本大学）では、産学及び大学間の効果的な連携体制が構築されるとともに、実践的な教育カリキュラム、教材、教育方法等が開発され、学生のスキル向上等の教育効果も確認されるなど、世界最高水準のIT人材育成に向けた成果が上げられつつある。

平成 20 年度に文部科学省「戦略的・大学連携支援事業」に採択された自然科学研究科の「スーパー連携大学院構想：産学官の広域連携を通じたイノベーション博士人材の育成」（申請校：電気通信大学、連携校：熊本大学ほか）では、国公立大学、地方自治体、産業界の連携により「スーパー連携大学院」構想を具体化する取組を開始している。

平成 17 年度に文部科学省「資質の高い教員養成推進プログラム（教員養成GP）」に採択された教育学研究科の「不登校の改善・解決に資する教育力の養成—大学院教育における系統的カリキュラムの創出と試行実践—」では、不登校の改善・解決に資する教育力を育成するための講義・演習をカリキュラムに導入するとともに、成果を報告書としてまとめている。

平成 19 年度に文部科学省「がんプロフェッショナル養成プラン」に採択された「九州がんプロフェッショナル養成プラン」（申請担当大学：九州大学、共同大学：熊本大学ほか）では、医学教育部において薬物治療専門医や放射線治療専門医などを養成するプログラムとして大学院 4 年コースと、学会の認定医・専門医ががん治療専門医になるための短期研修・インテンシブコースの 2 つを設定し、多くのがん専門医輩出を目指している。

平成 21 年度には文部科学省「組織的な大学院教育改革推進プログラム（大学院GP）」において「イノベーション創出のための大学院教養教育」が採択されている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-4-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

シラバスに学習目標、授業計画、評価方法・基準等を明示しているほか、自主学習につながるレポート・課題等の情報を明示している。環境面の整備に関しては、研究室内に自主学習等のスペースを確保し、各研究科等に自習室を設置しているほか、カンファレンス室や共通研究室を開放し、授業時間外の主体的な学習を促進している。そのほか、CALLによる英語自主学習、WebCTを利用したe-learningによる自主学習を可能にするなど、学習環境を整備している。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

各研究科等では、それぞれの教育目的と専攻分野の特性に沿って、専門性と研究能力の獲得に役立つ種々の授業科目を授業形態上の特色を重視しながら、バランスを考慮して開講している。教育学研究科では演習と講義、社会文化科学研究科では講義と演習、自然科学研究科では講義とセミナーと演習、医学教育部では実習と講義、保健学教育部では講義、薬学教育部では講義と実験が主な授業形態である。

文部科学省大学院GPに平成 19 年度に採択された社会文化科学研究科の「IT時代の教育イノベーター育成プログラム」では、国際産学共同開発による「ストーリー型カリキュラム」の導入、国際連携による「eポートフォリオ」活用教育改善システムの開発、グローバル化の先端を行く外国大学との戦略的連携による国際遠隔共同授業の開発、高等教育・企業内教育連携による「学びと仕事の融合学習」の開発を目指して教育を推進している。同じく平成 19 年度に採択された自然科学研究科の「大学院科学技術教育の全面英語化計画」の成果として、平成 19 年度は 56 人の学生と教員をそれぞれ国際会議での論文発表と海外大学での講義の提供のため海外に派遣し、平成 20 年度はその派遣数が 112 人となっている。同じく平成 19 年度に採択された薬学教育部の「創薬研究者養成プログラム」では、バイオフィーマコース、メディシ

ナルケミストコースを新たに導入し、既存のDDS (Drug Delivery System) コースと併せて、実践的な創薬研究者を養成する大学院プログラムを展開している。平成20年度に採択された医学教育部の「臨床・基礎・社会医学一体型先端教育の実践」では、「代謝・循環情報医学エキスパート育成コース」及び「発生・再生医学研究者育成コース」を連携させ、先端医学教育のより効果的な実現を目指している。

文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブ」に平成17年度に採択された薬学教育部の「DDSスペシャリスト養成プログラム」では、支援期間終了後に同プログラムの経験を生かし、社会の求める実践的な創薬研究者育成のため、DDSコースに加え、メディシナルケミストコース、バイオフィーマコースを新設している。平成18年度に採択された自然科学研究科の「異分野融合能力をもつ未来開拓型人材育成」では、支援期間終了後に創造性トレーニングの科目作成、異分野を含む国内外のインターンシップの枠拡大、国際会議発表を促進する教育システムの構築等の取組が行われている。同じく平成18年度に採択された医学教育部の「エイズ制圧をめざした研究者養成プログラム」では、エイズ制圧のためのトランスレーショナル研究者育成コース及びエイズ先端研究者育成コースを設置し、英語による講義、少人数制実習コースワーク、エイズ臨床体験演習等を行っている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

大学院課程におけるシラバスの様式及び記載項目等は、学士課程と同一であり、授業の形態・目標・内容、評価方法・基準、履修上の指導等を記載しており、ウェブサイト上で公開している。また、オリエンテーション等においてシラバスシステムの説明を行うなど、活用を促している。学生は、シラバスを参考に履修計画を立て、学務情報システムSOSEKIにより履修登録を行っている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

各研究科等においては、大学院学則に基づき教育方法の特例が適用され、社会人学生を受け入れている。社会人学生の勤務時間に配慮して、18時以降に多くの科目を開講している。また、e-learningの有効活用を図っている。論文指導等に関しても、夜間や休日に行われることが多い。そのほか、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することができる長期履修制度を設けている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

教育課程の趣旨に沿った研究指導の体制は、大学院学則及び各研究科等の規則において定められている。研究指導及び学位論文等の指導は、主任指導教員と複数の副指導教員により行われている。

そのほか、大学院の目的である「人間と自然への深い洞察に基づく総合的判断力と国際的に通用する専門知識・技能とを身につけた高度専門職業人の育成」を達成するため、熊本大学国際奨学事業奨学金制度を創設し、学生の国際会議等での研究発表や海外研修を支援するなど、研究指導の充実を図っている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-6-② 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

学生個々の研究テーマは、募集時に研究（希望）計画書等を指導予定教員と相談の上、提出させ決定している。研究指導、学位論文に係る指導は、各研究科等において、学生ごとに主任指導教員及び副指導教員を置くことを定め、それぞれの特性に沿った多様な指導の工夫を行っている。例えば、社会文化科学研究科では、研究経過報告会を開催して、各学生の研究進捗状況を把握している。自然科学研究科では、専攻ごとに研究指導計画書が作成され、学位授与基準、学位を取得するためのロードマップが策定されている。

そのほか、研究の中間発表会やセミナー等の機会を活用し、多様な分野の教員からの指導や助言を確保するように努めている。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価基準や修了認定基準等は、大学院学則及び各研究科等規則等に規定され、個々の授業における評価方法・基準等は、授業科目のシラバスに明示している。成績評価、単位認定及び修了認定に当たっては、これらの規則等に定める要件に従い、教授会等で審議している。学生への周知は、シラバスをウェブサイト上に公開するとともに、履修ガイダンス時に説明することにより行っている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

学位論文に係る評価基準は、各研究科等の特性に基づき組織として策定している。例えば、医学教育部では、博士の学位取得には、学位論文（Thesis）のほかに、ピアレビュー制度を持つ英文学術誌に筆頭著者となっている関連論文の提出を義務付けている。

学位規則において、審査体制について規定し、各研究科等教授会において任命された審査委員から成る審査委員会による審査と、研究科等教授会による最終的な承認という手順で審査を行っている。各研究科等は、審査手順や体制に関する規則を整備しており、それぞれの特性を踏まえつつ審査の適切性を確保している。学生に対しては、オリエンテーション時などに周知している。

これらのことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価等の正確性を担保するために、成績評価基準をシラバス等により明示している。また、学生からの成績評価に関する申立てに対応する仕組みを整えている。申立てについては、授業担当教員が成績に関する学生の異議に対応するほか、各研究科等に学習相談員を配置し対応している。そのほか、ウェブシステムで対応している研究科等もある。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職学位課程>

5-8-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

法曹養成研究科の理念・目的は、「幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹の養成」であり、授与する学位は、法務博士（専門職）である。3年標準コース及び法学既修者に対する2年短縮コースの教育課程を設けている。

授業科目は、法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群を配置している。法律基本科目群は、公法（憲法、行政法）、民事法（民法、商法、民事訴訟法）及び刑事法（刑法、刑事訴訟法）を中心に必修科目として開講され、1年次から3年次まで、「理論の基礎」から「理論の応用」へ、段階的・系統的に、講義と演習で編成されている。法律実務基礎科目群は、法曹として基本的に身に付けておくべき責任感・倫理観を涵養するための「法曹倫理」、要件事実・事実認定の基礎を学ぶ「民事要件事実論」、「民事事実認定論」、「刑事裁判実務」などの必修科目から成り、また、臨床教育の最後のステージに位置付けている「リーガル・クリニック」は、附属臨床法学教育研究センターで実施されている。基礎法学・隣接科目群は、法律専門家にふさわしい豊かな人間性と幅広い教養を身に付け、批判的な考察力、柔軟な思考力、総合的な把握力に支えられた法的価値判断能力を養成するために、「日本法制史」、「法哲学」、「法社会学」、「法と経済学」、「英米法」などを選択必修科目として開講している。展開・先端科目群としては、社会の多様な新しい法的ニーズにこたえ、公共政策法務、高齢者福祉と財産管理、企業コンプライアンス及び企業再生に習熟した法曹を養成するための科目が配置されている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-8-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

法理論と実務を架橋する履修モデル（公共政策法務モデル、高齢者福祉と財産管理モデル、企業コンプライアンスモデル、企業再生モデル）として、段階的な教育プログラム（1年次：法理論の基礎、2年次：法理論の応用、3年次：法実務の基礎、修了後（法務学修生）：学習支援プログラム）を構築し、幅広い教養や高い倫理観を備えた法曹を養成するための科目、法的応用力を養成するための科目、学術の動向に対応する科目、地域社会における新しい法的ニーズにこたえる科目を開講している。さらに、「リーガル・クリニック」などの実務系科目も開講している。

文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」に平成19年度に採択された「ローセンターを活用した臨床教育の高度化」により、新たに法律相談電子カルテシステムを開発するとともに、司法過疎地において無料法律相談事業を展開し、臨床教育の高度化と教育効果の向上を図っている。さらに、同年度採択の「九州・沖縄連携実習教育高度化プロジェクトー大学を超えた協働と競争による新たなシナジーを目指してー」（申請校：九州大学）及び「実務技能教育指導要綱作成プロジェクト」（申請校：名古屋大学）や平成20年度に文部科学省「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に採択された「法科大学院を通じた研究者等の連携一貫教育」（申請担当校：九州大学）を実施し、教育連携を展開している。

平成16年度に文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に採択された「サイバー・クリニック・システムの構築ー21世紀の司法を担う法曹養成に向けてー」では、当該事業を推進することにより、臨床教育教材の標準化と充実を図ってきた。同じく平成16年度に採択された「九州三大学連携法曹養成プロジェクト」（申請校：九州大学）では、遠隔講義システム、実務トレーニング・システム、連携三大学講義支援システムを開発・導入し、教育内容・教育方法の充実と高度化を図っている。同じく平成16年度に採択された「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト」（申請校：名古屋大学）では、プロジェクト基幹校として、法廷教室に法廷収録システムを整備している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-8-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

シラバスに学習目標、授業計画、評価方法・基準等を明示しているほか、自主学習資料を明示し、予習・復習等に関する指導を徹底している。授業時間外の学習時間を確保するため、履修科目の登録の上限（CAP制度）を設けている。また、GPAによる評価をとり入れている。

学生の自主学習を促すために、オフィスアワー等を時間割に記載している。教員はインストラクターとして、学年チーフインストラクターと関係を取り、学生からの修学及び生活上の様々な相談に応じて、きめの細かい指導等を行い、コミュニケーションの機会確保に努めている。

環境面の整備として、研究室等を自主学習用のスペースとして確保している。そのほか、WebCTを利用したe-learningによる自主学習を可能にするなど、学習環境を整備している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-9-① 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

法曹界の期待にこたえるため、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹の養成を目的・理念として掲げ、この目的・理念の達成のため、授業科目は、法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群を配置している。また、附属臨床法学教育研究センターを設置し、実際の依頼者を対象とする弁護士業務を実地体験させて、法理論が現実にもどのように具体化されるかなどについて実践的な教育を実施している。そのほか、司法試験合格まで学習支援を行う法務学修生制度を設けている。

これらのことから、教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものとなっていると判断する。

5-10-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

授業科目は法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群の4大科目群に分け、段階的・系統的なカリキュラムを編成し、講義、演習、実習の授業形態を採用し、実習のための教育設備として、法廷教室や附属臨床法学教育研究センターを設けている。学生の課題発見・解決能力を高めるために、少人数による双方向・多方向の討議形式による授業を導入している。実務に必要なリーガル・リサーチを学ばせ、IT環境の整備を積極的に行っている（シラバス・履修要項の電子化、法律情報データベースの活用、授業のDVD化、遠隔講義の実施、模擬法廷のビデオ教材化、オンライン・リーガル・クリニック）。インストラクターやオフィスアワーの制度のほか、アカデミック・アドバイザーとして若手弁護士を採用して学習をサポートするとともに、CAP制度により授業時間外の学習時間を確保している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-10-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

専門教育科目の位置付けと教育目的を明確にした履修の手引きとシラバスを作成し、ウェブサイト上で授業の概要及び15回分の詳細な情報等を、ロースクールグループウェア「First Class」に掲載している。シラバスの活用は、オリエンテーション等において説明している。学生は、シラバスを参考に履修計画を立て、学務情報システムSOSEKIにより履修登録を行っている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-10-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-10-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-11-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価や修了認定等の基準は、大学院学則及び研究科規則等に規定し、個々の授業における評価方法・基準等は、授業科目のシラバスに明示している。きめ細かな指導の観点から徹底した少人数教育を目指し、入学定員を30人に絞るとともに、成績評価は、当初、学生ごとに当該科目における到達度を評価する絶対評価方式を採用していた。しかし、科目間、教員間の評価尺度の共有化等に困難があったことから、この欠陥を改善し、客観的かつ厳正な成績評価を一層推し進めるために、平成19年度以降は絶対評価と相対評価の併用方式による成績評価を行っている。これと並行してGPAによる評価をとり入れている。

学生への周知は、シラバス等をウェブサイト上に公開するとともに、オリエンテーション時に説明することにより行っている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-11-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

筆記試験の答案を採点・添削し、勉学上の留意点等のコメントを付して学生に返却しており、その際に成績評価基準も配付している。また、成績評価に関する異議申立制度を整備している。異議に対しては、まず担当教員が成績評価の根拠等について説明している。更に疑義がある場合は、教務委員長が、学生・教員双方から事情聴取を行い解決に努めている。それでも解決に至らない場合は、異議申立制度に基づき、審議委員会を設置・審議し、学生に文書で回答することとしている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生達が自主的に e-learning を進めることができるよう、コンテンツの開発・整備が進んでいる。
- KU : TO、SOSEKI などによる学習環境が整備され、有効に活用されている。
- 平成 20 年度に文部科学省教育 GP に採択された法学部の「学生主導型ゼミによる地域活性化人材の育成」では、学生主導のゼミ運営を維持しながら、適正なサポート体制を構築し、政策教育を通じた学士課程教育の質的向上を目指している。同じく平成 20 年度に採択された薬学部の「エコファーマを担う薬学人育成プログラム」では、難病患者、公害・薬害被害者、環境・衛生関連分野の研究者等との交流や講演会の実施、環境側面を考慮した実習の実施など、特色ある教育を展開している。
- 平成 16 年度に文部科学省特色 GP に採択された「学習と社会に扉を開く全学共通情報基礎教育」では、情報基礎教育の充実と徹底、学内 e-learning 普及推進、高大連携への活用、JICA 等を通じて国際社会への貢献等を行っている。平成 18 年度に採択された「工学教育から発信する大学教育の質保証ーポジティブ・フィードバック型の組織的質保証ー」では、質保証のためのシステムを構築している。
- 平成 18 年度に文部科学省現代 GP に採択された教育学部の「e1 ところ学習プログラムの開発ー教員志望のすべての学生にところの健康一次予防力を養成する e-Learning Program の開発」では、全学の教員志望学生等を対象に大人数対象非同期 e-learning コースを実施している。
- 平成 19 年度に文部科学省大学院 GP に採択された社会文化科学研究科の「IT 時代の教育イノベーター育成プログラム」では、国際産学共同開発による「ストーリー型カリキュラム」の導入、国際連携による「eポートフォリオ」活用教育改善システムの開発、グローバル化の先端を行く外国大学との戦略的連携による国際遠隔共同授業の開発、高等教育・企業内教育連携による「学びと仕事の融合学習」の開発を目指して教育を推進している。同じく平成 19 年度に採択された自然科学研究科の「大学院科学技術教育の全面英語化計画」の成果として、多数の学生と教員をそれぞれ国際会議での論文発表と海外大学での講義の提供のため海外に派遣している。同じく平成 19 年度に採択された薬学教育部の「創薬研究者養成プログラム」では、新たなコースを導入し、既存のコースと併せて、実践的な創薬研究者を養成する大学院プログラムを展開している。平成 20 年度に採択された医学教育部の

「臨床・基礎・社会医学一体型先端教育の実践」では当該教育部内のコースを連携させ、先端医学教育のより効果的な実現を目指している。

- 平成 17 年度に文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブ」に採択された薬学教育部の「D S スペシャリスト養成プログラム」では、支援期間終了後に同プログラムの経験を生かし、社会の求める実践的な創薬研究者育成のためのコースを新設している。平成 18 年度に採択された自然科学研究科の「異分野融合能力をもつ未来開拓型人材育成」では、支援期間終了後に創造性トレーニングの科目作成、異分野を含む国内外のインターンシップの枠拡大、国際会議発表を促進する教育システムの構築等の取組が行われている。同じく平成 18 年度に採択された医学教育部の「エイズ制圧をめざした研究者養成プログラム」では、英語による講義、少人数制実習コースワーク、エイズ臨床体験演習等を行っている。
- 平成 17 年度に文部科学省教員養成GPに採択された教育学研究科の「不登校の改善・解決に資する教育力の養成－大学院教育における系統的カリキュラムの創出と試行実践－」では、不登校の改善・解決に資する教育力を育成するための講義・演習をカリキュラムに導入している。
- 平成 20 年度に文部科学省「戦略的大学連携支援事業」に採択された自然科学研究科の「スーパー連携大学院構想：産学官の広域連携を通じたイノベーション博士人材の育成」（申請校：電気通信大学、連携校：熊本大学ほか）では、国公立大学、地方自治体、産業界の連携により「スーパー連携大学院」構想を具体化する取組を開始している。
- 平成 19 年度に文部科学省「がんプロフェッショナル養成プラン」に採択された「九州がんプロフェッショナル養成プラン」（申請担当大学：九州大学、共同大学：熊本大学ほか）では、薬物治療専門医や放射線治療専門医などを養成するプログラムとして大学院4年コースと、基盤学会の認定医・専門医ががん治療専門医になるための短期研修・インテンシブコースの2つを設定し、多くのがん専門医輩出を目指している。
- 平成 18 年度に文部科学省「先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム」に採択された自然科学研究科の「次世代情報化社会を牽引するICTアーキテクト育成プログラム」（申請大学：九州大学、連携大学：九州工業大学、宮崎大学、熊本大学）では、世界最高水準のIT人材育成に向けた成果が上げられつつある。
- 文部科学省グローバルCOEプログラムに3件採択され、高水準の教育研究を展開している。

大学院医学教育部医学専攻の発生・再生医学研究者育成コースでは、平成 19 年度に採択された「細胞系譜制御研究の国際的人材育成ユニット」の中核的組織である「リエゾンラボ」の理念を活かし、学生と教員が一体となった教育研究コミュニケーションを展開し、コース独自の授業科目はすべて英語で開講されている。平成 20 年度に採択された「衝撃エネルギー工学グローバル先導拠点」では、衝撃エネルギーの科学と工学を基礎とし、専門の枠を超えた幅広い見方ができ、かつ豊かな創造性とグローバルな視野を持つ先導的人材の育成を目指している。同じく平成 20 年度に採択された「エイズ制圧を目指した国際教育研究拠点」では、世界レベルで活躍できる基礎研究者・臨床研究者の体系的な育成に努めている。
- 平成 19 年度に文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」に採択された「ローセンターを活用した臨床教育の高度化」により、新たに法律相談電子カルテシステムを開発するとともに、司法過疎地において無料法律相談事業を展開し、臨床教育の高度化と教育効果の向上を図っている。さらに、同年度採択の「九州・沖縄連携実習教育高度化プロジェクトー大学を超えた協働と競争による新たなシナジーを目指してー」（申請校：九州大学）及び「実務技能教育指導要綱作成プロジェクト」

(申請校：名古屋大学) や平成 20 年度に文部科学省「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に採択された「法科大学院を通じた研究者等の連携一貫教育」(申請担当校：九州大学) を実施し、教育連携を展開している。

- 平成 16 年度に文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に採択された「サイバー・クリニック・システムの構築—21 世紀の司法を担う法曹養成に向けて—」では、臨床教育教材の標準化と充実を図ってきた。同じく平成 16 年度に採択された「九州三大学連携法曹養成プロジェクト」(申請校：九州大学) では、遠隔講義システム、実務トレーニング・システム、連携三大学講義支援システムを開発・導入し、教育内容・教育方法の充実と高度化を図っている。同じく平成 16 年度に採択された「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト」(申請校：名古屋大学) では、プロジェクト基幹校として、法廷教室に法廷収録システムを整備している。
- 平成 21 年度に文部科学省「理数学生応援プロジェクト」において「高・大・大学院連携型理数学生ステップ・アップ・プログラム」が、文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」において「学習成果に基づく学士課程教育の体系的構築」がそれぞれ採択されている。
- 平成 21 年度に文部科学省大学院GPにおいて「イノベーション創出のための大学院教養教育」が採択されている。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

達成状況の検証・評価は、教育会議の下のFD部会及び教務委員会が連携して授業改善のためのアンケート及び卒業生・就職先企業等へのアンケートを実施し、その結果については、学内で公表している。また、学士課程は進級判定及び卒業判定等により、大学院課程は修士論文・博士論文審査及び修了判定により、それぞれ達成状況の検証・評価を行っている。さらに、授業改善の諸問題への対応等をKU:TOに掲載している。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成20年度の単位修得率（単位修得者数／履修登録者数）は、学士課程で82.7～97.9%、大学院課程82.3～99.1%である。平成20年度の学位取得状況は、学士1,842人、修士617人、博士130人、法務博士（専門職）23人である。平成20年度の標準修業年限内の卒業率・修了率は、学士課程75.0～91.8%、修士課程・博士前期課程63.2～94.2%、博士課程・博士後期課程42.1～100%、専門職学位課程54.3～100%である。

平成20年度の国家試験の合格率は、医師97.1%、看護師98.5%、保健師100%、臨床検査技師97.4%、診療放射線技師79.1%、助産師100%、薬剤師78.6%、司法試験21.2%である。

また、大学院学生の中には、優れた研究成果により、学会等で発表する者（平成20年度2,317件）、国内外で学会賞等を受賞している者（平成20年度114件）が多い。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学生による「授業改善のためのアンケート」を実施している。「授業が有意義であったか」という質問に対する回答は、平成20年度の学部・研究科・教育部別の平均が1.4～2.2である（1非常に有意義、2有意義、3あまり有意義でない、4まったく有意義でない）。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成20年度の学士課程卒業者の就職率（就職者数／就職希望者数）を学部別に見ると、82.3～100%である。また、理学部、工学部、薬学部は、大学院への進学者が多い。修士課程・博士前期課程の就職率は84.8～100%である。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

卒業（修了）生及び就職先の企業等へのアンケート調査を、平成17年度と平成19年度に実施している。就職先の企業等アンケートによると、一般常識、教養・基礎学力、専門知識・技術、責任感・倫理観・誠実さ、協調性・目的意識・熱意・意欲などの項目で高水準であるとの評価を得ている反面、外国語運用力、経済感覚・経営戦略、国際感覚などの項目では評価が低い。

これらのことから、教育の成果や効果がおおむね上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 企業等アンケートによると、外国語運用力、国際感覚などの評価が低い。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学部新生には、学部・学科等ごとに、教育課程、学生生活全般に関してガイダンスを実施している。学士課程では、新生オリエンテーションと必修の情報基礎科目において、カリキュラムの内容に加え、統合認証の熊本大学ポータル、シラバスの閲覧・検索、履修登録等を行うための学務情報システムSOSSEKI、WebCT等の説明を行っている。教養教育の基礎セミナーでは、新生図書館利用ガイダンスを実施している。2年次以上の学生には、年度当初に学部・学科等ごとに履修に関するガイダンスや、コース選択のためのガイダンス等を実施している。大学院課程においても、専攻等の特性に応じてガイダンスを実施し、カリキュラムや履修上の注意等について説明している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

学長と学生代表との懇談会、学生相談窓口及び学生生活実態調査等を通して、学習支援に関する学生のニーズの把握に努めている。学士課程では、履修指導担当教員、チューター、インストラクターを配置し、学習相談、助言、支援を実施している。大学院課程では、研究指導教員等の学習相談、助言、支援を実施しているほか、法曹養成研究科では、現職若手弁護士を雇用してアカデミック・アドバイザー制度を設けている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

学生相談室を中心に、国際化推進センター、学部・学務部等が連携して、留学生の多様な相談に迅速・適切に対応する体制を整備している。留学生チューターを配置（平成20年度前学期73人、後学期134人）し、留学生の相談に対応している。また、『留学生の手引き』を作成し、留学生の学習・生活支援について補助している。

社会人学生等に対しては、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することができる長期履修制度を設けている。そのほか、大学院学則の規定に基づき、18時以降に多くの科目を開講している。また、全学的にe-learningの充実等を図っている。

障害のある学生等に対しては、階段への自動昇降機の設置及びバリアフリー対策などのほか、学科等の指導教員及び学生ボランティア等によって車いすによる教室間の移動等の際の支援が行われている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

各学部は、学生自習室の設置、カンファレンス室・講義室の空き時間開放等により、自習スペースの拡充に取り組んでいる。この結果、キャンパスごとに自習スペースの拡充が進展し、平成20年度現在では、全学で約7,400㎡を学生の自習スペースとして確保している。各研究科等では、研究室内に自主学習等のためのスペースを整備している。また、自主学習を促進するため、附属図書館中央館では平日は8時40分から22時まで、土曜日、日曜日及び休日は12時から18時まで開館している。このほか、英語学習支援システムであるCALLは、自宅のパソコンからもアクセス可能となっており、平成20年度のアクセス数は111,252件である。

平成15年度に文部科学省特色GPに採択された「IT環境を用いた自立学習支援システム」では、学務情報システムSOSEKIによる履修過程支援や、自主的学習支援の充実を図っている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

課外活動を教育の重要な要素として捉え、体育系公認サークル42団体、文化系公認サークル36団体を大学の公式ウェブサイトで紹介している。サークル活動、大学祭等への財政面における支援（平成20年度は1,180万円）や、サークルリーダー会議との連携強化を図るなど、活動を支援している。学長と体育会との懇談会を設け、学生団体からの要望や意見を聴取している。課外活動等において特に顕著な業績を上げた学生個人・団体には学長による学生表彰を行っている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

学長と学生代表との懇談会、学生相談窓口及び学生生活実態調査等を通して、生活支援等に関する学生のニーズの把握に努めている。学生相談室を中心に、保健センター、セクシュアル・ハラスメント防止委員会、学部・学務部等が連携して、学生の多様な相談に迅速・適切に対応する体制を整備している。

学生相談室に専従職員3人を配置して、総合相談窓口機能を整備するとともに、学部等に専任教員の相談員35人を配置している。

保健センターについては、専任教員3人（内科2人、精神科1人）、看護師2人、学校医（併任）4人、カウンセラー（臨床心理士、併任）2人の体制（平成21年10月1日現在）で、応急措置・一般処置等に加えて、心と身体の悩み何でも相談、性に関する相談、学生心理相談、定期健康診断、R I等取扱者の健康診断、スポーツクリニック、体育系サークル検診などを実施している。また、平成19年5月には本荘地

区に看護師（非常勤）1人を配した健康相談室を設置し、保健センターとの連携の下に大江・本荘地区の学生を中心に応急処置や各種健康相談に応じている。

セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等の各種ハラスメントの防止等に関しては、規則及びガイドラインを定めるとともに、対応する全学委員会の下で、一般相談窓口とは別に各学部・研究科等ごとの相談員の設置、講演会の実施、啓発パンフレットの作成・配布等を行っている。

就職支援については、キャリア支援課と学部等が連携して就職支援体制を強化し、就職講座、キャリアデザインセミナー、ワークデザイン講座、業界説明会、企業説明会、未内定者フォローセミナー、未内定者メーリングサービス等の支援活動を行っている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

国際交流会館（部屋数計112室）のうち、96室を留学生向け住居として確保している。しかし、留学生の増加及び国際交流会館の老朽化等に伴い、留学生は、国際交流会館に約半年入居した後、民間アパート等に転居している。この状況を踏まえて、平成21年10月に宿舎を増設し、収容力を倍増している。また、国際交流会館への入居が困難な留学生に対して、民間アパートの探し方や入居手続の説明会を毎年開催するとともに、外国人留学生後援会による留学生への緊急時貸付、大学によるアパート入居機関保証等を実施している。同時に、市内に社員寮を持つ企業等に宿舎提供を依頼するなどして、宿舎の確保に努めている。留学生チューターを配置し、留学生の相談に応じているほか、『留学生の手引き』、『健康・安全の手引き』（英語版）を作成し、留学生の学習・生活支援を行っている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

学生の経済面の援助については、入学科免除制度、授業料免除制度による支援、各種奨学金にかかわる応募支援等を実施している。

入学科は、適正な基準により、毎年、必要な免除・徴収猶予を行っている（平成20年度は、免除者73人、徴収猶予者69人）。

授業料は、授業料免除の基準に基づき、半額免除者の割合を多くし、免除者数の増加を図っている（平成20年度は、全額免除者447人、半額免除者1,406人）。平成19年度からは、再チャレンジ支援プログラムによる社会人入学者に対する授業料免除を開始している。

奨学金は、日本学生支援機構の奨学金制度のほか、地方公共団体、財団法人等の奨学制度の情報をウェブサイトに掲載し、募集通知等があった際には、迅速に各学部等に掲示し周知するなどの対応をしている（日本学生支援機構の奨学金（平成20年度）は、学部学生の50%、大学院学生の42%が貸与を受けており、第一種では学部学生1,334人、大学院学生644人が、第二種では学部学生2,968人、大学院学生345人が貸与を受けている）。日本学生支援機構奨学生には、連絡用メールアドレスの登録を推奨し、登録した学生へは、継続、返還等の手続に係る連絡をメール配信している。そのほか、法曹養成研究科は地元銀行との協定による熊本大学法科大学院教育ローン、自然科学研究科は企業寄附による国際コース留学生奨学制度、工学部は目的特定寄附金による中国留学生に対する奨学制度を、それぞれ設立している。

熊本大学

学生寄宿舍（定員 280 人）を備え、低額の寄宿料で入居させるなど、学生の経済的負担の軽減に努めている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成 15 年度に文部科学省特色 G P に採択された「IT 環境を用いた自立学習支援システム」では、履修過程支援や、自主的学習支援の充実を図っている。

基準8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学は、黒髪北地区（人文社会系・教育系）、黒髪南地区（自然科学系）、本荘地区（医学系及び附属病院）、九品寺地区（保健学系）、大江地区（薬学系）の5つの主要キャンパスを有し、その校地面積は黒髪北地区 142,312 m²、黒髪南地区 115,000 m²、本荘地区 107,551 m²、九品寺地区 25,761 m²、大江地区 32,644 m²、運動場用地 78,540 m²である。また、各地区の校舎等の施設面積は、計 325,338 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

各キャンパスには、講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を有しているほか、附属図書館、学内共同教育研究施設、課外活動施設等を設置している。このほか、学内資金により国際化推進のための留学生宿舍増築、男女共同参画推進のための保育園整備を行うなど施設の充実を図っている。施設の有効活用を目的として、施設の有効利用に関する要項及び教育研究共用スペース運用指針を策定し、流動的なプロジェクトにも対応できる共用スペース 21,414 m²のマネジメントを行っている。使用に当たっては、利用者の募集を行い、教育・研究スペース（12,860 m²）、若手研究者スペース（852 m²）、新組織スペース（4,574 m²）、改修避難スペース（3,128 m²）として運用している。また、講義室の稼働率を改善し、余剰スペースに自習室、学生相談室、リフレッシュスペース等を設けるなど学習等環境の向上を図っている。さらに、教育研究目標を実現するために施設・環境面から支える重要なガイドラインであるキャンパスマスタープランを策定している。キャンパスマスタープランでは、施設課題、ゾーニング、施設整備計画のほか、バリアフリー対策についても、全学施設の主要出入口、廊下等の点検を行い、各施設のバリアフリーに対する指標について評価している。それらを基にバリアフリーマップを作成し、バリアフリーに配慮した施設整備を計画的、段階的に実施している。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

- 8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

基幹ネットワークとして 10GB、各建物間への支線として 1GB の通信速度を持つギガビットネットワークを敷設している。このほか、無線LANのアクセスポイントを 460 か所以上設置している。総合情報基盤センター、附属図書館及び各部局等に約 1,350 台の全学情報教育及び自習支援のためのコンピュータを設置し、大学院学生を含めた学生の使用に供している。これらのネットワーク及びコンピュータを利用して、先駆的な学務情報システム SOSEKI を有効活用し、シラバス参照、履修登録、成績参照等を

行っている。英語の自立的学習を支援する熊大CALL、授業科目ごとに学生の予習・復習を支援する熊大We b C T、教科書等の検索サービスを提供する図書館OPAC、就職活動を支援するキャリア支援サイト、学生による授業改善のためのアンケートにこたえる「授業改善のためのアンケート結果公開システム」等のログインIDを統合認証に対応させ、熊本大学ポータルを統合窓口にするなど、利便性を高めている。このほか、情報資産のセキュリティを確保することを目的に、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティポリシー実施手順書を定めるとともに、個人情報の管理等については、個人情報保護に関する方針を明文化し、個人情報保護規則及び管理規則を定めるなど、個人情報を含めた情報セキュリティの徹底に努めている。

これらのことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、十分有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

教育研究活動の変化に応じた効率的な使用を図るため、施設の有効利用に関する要項及び教育研究共用スペース運用指針を定めている。このほか、安全で快適な施設・設備を維持することを目的に、建物保全マニュアルを作成し、構成員に周知している。各施設の利用方法等については、ウェブサイトに掲載している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館は、中央館、医学系分館、薬学部分館で構成され、教育研究活動を支援する情報基盤の一つとして活動し、ネットワークを通じて利用できる電子図書館サービス（各種情報検索、電子ジャーナル、図書発注、文献複写依頼等）の提供などを行っている。附属図書館利用規則を定め、図書館利用案内を作成し、開館時間、サービス時間等を周知している。開館時間は、通常期の平日が8時40分～22時（医学系分館と薬学部分館は9時～21時）、休業期の平日は8時40分～17時（医学系分館と薬学部分館は9時～17時）、土曜日、日曜日及び休日は12時～18時である。

図書の選書に当たっては、教職員及び学生のニーズを把握するため、ウェブサイト等により情報を取得するほか、学生ボランティア（図書館サポーター）による選書等を実施した結果、教養図書が充実してきている。

中央館は放送大学との合築により、医学系分館は医学教育図書棟の新築により、閲覧室の整備、収容力の拡大等を行っている。中央館は延面積8,404㎡、総座席数669席、医学系分館は延面積2,807㎡、総座席数242席、薬学部分館は延面積654㎡、総座席数68席である。

蔵書約130万冊、雑誌約2万種を備えている。電子ジャーナルの充実に向けた取組の結果、約5,500タイトルの電子ジャーナル等を提供し、ダウンロード数は約36万件となっている。

一般市民への図書館開放を行っており、図書の貸出（平成20年度実績3,595冊）を可能とするなど、地域住民の生涯学習への支援も行っている。

大学の知的生産物である学術論文等を蓄積、保存し、インターネット上で発信する学術リポジトリの構築に向けた取組の成果として、約6,000編（うち博士論文580編）の収録論文を有している。そのほか、「阿蘇家文書」、「細川家北岡文庫」等の貴重資料を有し、それらを電子化し、ウェブサイト上で公開して

いる。

開館日数は各館とも約330日前後、入館者総数約55万人、館外貸出総冊数は約6万冊、文献複写及び相互貸借総数約1万件と多くの者が利用している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 先駆的な学務情報システムSOSEKIを有効活用し、シラバス参照、履修登録、成績参照等を行っている。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教育活動の実態を示すデータ・資料等は、法人文書管理規則に基づき、学籍簿、成績原簿、博士論文等を適切に蓄積している。開講科目一覧、学生の履修登録状況、シラバス、成績評価等の教育活動の実態を表すデータ・情報等は、平成11年度から運用を開始している学務情報システムSOSEKIに蓄積している。研究指導学生数等、各教員の教育活動を示すその他のデータについても、同システムに蓄積している。平成20年度からは、中期目標、中期計画、年度計画及び教員個人の年度計画、達成状況等のデータを蓄積する目的で、評価データベースシステムTSUBAKIを運用している。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学長と学生代表との懇談会及び学長と教職員との懇談会を定期的で開催し、構成員の意見聴取を行っている。また、授業改善のためのアンケート等により学生の意見聴取を実施している。授業改善のためのアンケートは、授業内容・方法等の質問に加え、自由記述欄を設けている。自由記述の内容から要改善授業の存在が明らかになり、個別に改善指導を行っている。また、学生が自己向上感のある授業、わかりやすい授業を求めていることなど、得られた知見をファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動に活かしている。教職員や学生の意見を踏まえて、シラバスには、各週の授業計画に加えて、3項目程度の具体的な到達目標、成績評価方法等の明示を課している。

教職員の意見は、所属する教育組織の教務委員・FD委員等によって集約され、部局等の教務委員会・FD委員会等に反映され、部局等の教育の質の向上、改善に活かされている。全学にわたる意見は、全学の教務委員会や教育会議等において検討され、改善に活かされている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

卒業（修了）生及び就職先企業等へのアンケートを、平成17年度と平成19年度に実施している。就職先の企業等アンケートによると、学部卒業者はコミュニケーション力の強化が期待されている。修士課程修了者は、高度な専門知識・技術を修得しているが、コミュニケーション力がやや不足している。

これらの意見を踏まえ、国際的なコミュニケーション力を含めたコミュニケーション能力の強化を優先課題として、PBL、対話型授業、双方向授業の充実等、自然科学研究科における授業の全面英語化の取組等を実施し、改善を図っている。特に、学内外の先進的なPBL型授業の実践例を調査・研究し、KU:TOに掲載することにより、PBLの全学的な導入・推進を図っている。

さらに、同アンケートにおいて、卒業生・修了生の経済感覚・経営戦略に対する評価が高くないことに対応して、平成18年に、経営能力を持つ技術者の育成を目指して、自然科学研究科にMOT (Management of Technology) コースを設置している。また、平成19年には、組織において紛争マネジメントを担当できる人材の育成を目指して、社会文化科学研究科に交渉紛争解決・組織経営専門職コースを設置している。学士課程教育においては、平成17年に、文学部にコミュニケーション情報学科を設置し、ビジネスコミュニケーション等の科目を新設している。また、教養教育においては、平成16年から、「現代社会と経済」及び「現代社会と経営」を科目名とする科目群を開講している。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

平成16年度後学期以降、継続して授業改善のためのアンケートを実施している。アンケートの結果に対して、個々の教員が、ウェブサイト上で授業改善に関するコメントを受講学生に公開するという方法で、授業内容、教材、教授技術等の改善計画を示し、次年度以降の授業に反映している。KU:TOにより、授業改善に関する諸問題を共有化し、その成果として、PBLをとり入れた授業改善が、各学部において進展している。

教員の個人活動評価は、平成18年度から教育、研究及び社会貢献等の活動目標に対する達成状況について、教員から提出された自己評価書に基づき、学部長等が評価する方法で実施している。個々の教員は、毎年度の自己評価結果を分析し、自ら質の向上に努めている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的に改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

学務情報システムSOSEKIを活用して、授業改善のためのポジティブ・フィードバック・システムを構築し、教育方法の改善を図るため、教育会議のFD部会と各学部等のFD委員会等が連携してFD活動を推進している。FD部会は、教養教育の改善に関する教科集団FD、新任・転任教員等を対象とした授業設計研修会等の全学FD活動を統括している。各学部・研究科等のFD活動は、その特徴を踏まえつつ、講演会、研修会、勉強会、相互授業参観などを実施し、改善に努めている。

これらのことから、FDが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

事務職員は、語学力強化のための研修、学務情報システムSOSEKIの操作説明会等に参加しているほか、学外で開催される教務関係の研修に参加し、資質の向上を図っている。工学部技術部では、新任者研修、職員のスキルアップを目的とした専門技術に関するグループ研修、技術開発、安全管理上の問題などを報告し合う技術報告会を毎年開催している。そのほか、国立大学法人等の技術職員が技術業務の成果を発表する総合技術研究会や機器分析技術研究会、実験実習技術研究会、並びに九州地区の大学で開催される技術発表会、メーカー主催の技術講習会、労働安全衛生法に関連した安全技能講習会等に職員を派遣して、職員の資質、技能、知識の向上を図り、資格の取得を奨励している。また、技術革新に対応するため、多くの技術職員が学会・協会に加入し、活動を通じて技術力の向上に努めている。

TAについては、教育会議と大学教育機能開発総合研究センターが連携して、TA制度の実践例、TA研修制度等について調査研究を継続するとともに、TAの趣旨に照らして、大学院学生の資質向上に結びつくよう、KU：TOを用いて優れた実践例の全学周知並びにTA研修への活用を推進している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 新しい授業方法を考えるための教員のためのウェブサイトとして開設されているKU：TOを活用して授業改善に努めている。

基準 10 財務

10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
--

10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
--

10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。
--

平成 20 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 110,897,723 千円、流動資産 19,005,211 千円であり、資産合計 129,902,935 千円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 45,326,956 千円、流動負債 15,763,652 千円であり、負債合計 61,090,609 千円である。これらの負債のうち、文部科学大臣認可の長期借入金 34,409,803 千円については、文部科学大臣から認可された償還計画どおり附属病院収入から返済している。その他の負債については、そのほとんどが国立大学法人会計基準固有の会計処理により負債の部に計上されているものであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。
--

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成 16 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画等については、平成 16～21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公表している。

さらに、予算編成の基本方針等については、部局長等連絡調整会議等での協議を通じて学部長等へ明示

し、各部局の教授会等で報告している。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成20年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用45,079,459千円、経常収益45,993,094千円、経常利益913,635千円、当期総利益1,200,206千円であり、貸借対照表における利益剰余金1,996,385千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、予算編成の基本方針及び予算配分の方針に基づき、各部局等に予算を配分している。また、学長裁量経費等の特別配分経費は、学長を中心に理事等で審議し、適切な資源配分に努めている。

また、施設・設備に対する予算配分については、キャンパスマスタープランに基づき、全学的経費により整備している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している。

また、財務諸表について文部科学大臣の承認を受けた後、官報に公告し、財務諸表等を当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規則に基づき実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、学長直属の監査室が、内部監査規則に基づき実施している。

なお、会計監査人による監査計画の説明並びに期中監査及び期末監査の結果報告に際して監事及び監査室職員が出席し、意見交換を行い、連携を図っている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

学長と6人の理事で構成する役員会を組織し、中期目標・中期計画に関する事項、年度計画、予算・決算及び組織の改廃等、法人の重要事項の審議決定を行っている。法人の経営に関する重要事項の審議機関として経営協議会を、大学の教育研究に関する重要事項の審議機関として教育研究評議会を設置している。また、重要案件について、学長が常勤理事及び監事と意見調整を行う組織として政策調整会議を、役員会と教育研究組織との意見調整を行う組織として部局長等連絡調整会議を設置している。さらに、学長のリーダーシップの下で、学長の企画立案の支援を行う総合企画本部及び戦略的な施策づくりを行うため総合企画会議等を設置している。学長及び理事の業務を補完するために、病院経営担当及び国際交流担当の副学長と7人の学長特別補佐（広報・IR (Institutional Research)、入試・就職、教育改革、社会連携、基金・同窓会、情報化、男女共同参画）を任命している。

各部局等では教授会や研究科委員会等を設置し、部局長を中心とした管理運営体制が構築されている。

事務組織は、事務局と各部局の事務部から構成されている。事務職員は、常勤396人、非常勤196人である。特に、キャリア支援・広報・国際戦略に民間から課長級の常勤職員を採用し、有効に機能していることは注目に値する。

さらに、学長直属の監査室及びグローバルCOE推進室を設置し、学長主導の下で、業務・会計監査の徹底及びグローバルCOEの研究推進を図る体制としている。

また、事務局長直属の事務改革室を設置し、業務の改善・見直し等を進めている。事務組織の会議として事務協議会を設置し、円滑な大学運営を推進するため定期的開催している。そのほか、学生、職員、患者、地域住民等の一層の安全確保及び当該大学の資産の保持を図るとともに、地域社会との良好な信頼関係を保持することを目的とした危機管理規則、競争的資金等の適正な運営及び管理並びに不正防止を図ることを目的とした競争的資金等の管理に関する規則、ヘルシンキ宣言等の趣旨に沿った倫理的配慮を図るために生命倫理に関する規則をそれぞれ定め、法令を遵守し運用している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

学長が議長を務める役員会、経営協議会、教育研究評議会を設置し、重要事項の意思決定を行っている。また、重要事項の審議を円滑に行うための調整組織として学長が議長を務める政策調整会議（毎週開催）、部局長等連絡調整会議を設置するなど、重要事項の審議決定やそのための調整を学長主導の下に行い、機動的、戦略的な意思決定に努めている。さらに、学長の戦略的な施策づくりを行うための組織として学長が議長を務める総合企画会議を設置している。意思決定組織で決定された事項を執行・推進する組織として、各担当理事が議長となる推進会議等を設置し、迅速な執行が行えるような体制をとっている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

教職員のニーズは、学長と教職員との懇談会を実施するとともに、部局等の各種委員会や教授会等の機会を通じて部局長が把握に努めており、全学的な課題に関連する案件は、教育研究評議会等の全学会議を通じて全学の管理運営に反映させている。

学生のニーズは、学長と学生代表との懇談会及び学生生活実態調査等を実施し、把握・改善に努めている。

学外関係者については、管理運営との関連では経営協議会委員に学外有識者 10 人を委員として加え、予算・決算等経営に関する重要事項について、意見を聴取している。

さらに、教職員が学長に対して、教育、研究、社会貢献、医療等の業務運営に関する建設的な提言を伝えることができる提言ボックスをウェブサイト上に開設している。寄せられた意見等への回答・対応状況等は、教職員用ウェブサイト（学内専用）に掲載し、情報を共有している。

そのほか、熊本県内高等学校長との懇談会を実施し、入試制度や教育インターンシップなどに関する要望等を聴取し管理運営の参考にしている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

法人基本規則に基づき、監事（常勤監事 1 人、非常勤監事 1 人）を置いている。監事のほかに監査室を設置し、監事による監査業務等を補佐している。国立大学法人法及び監事監査規則に基づき、事業年度に係る監査計画を策定し、業務及び会計について監査を実施している。

監事は、役員会、経営協議会、教育研究評議会等の重要な会議に出席するほか、中期目標・中期計画、年度計画、業務実績報告書等の重要書類を閲覧して、業務の実施状況を調査している。

業務監査は、重点事項を定め、各業務担当者等から業務処理状況等を聴取するなど機能的な監査を行い、その結果を監査報告書として取りまとめ、学長へ報告するとともに、教職員用ウェブサイト（学内専用）で学内に周知している。

会計監査は、関係書類の確認及び関係者からの意見等の聴取を行うほか、監査法人から監査方法及び結果の報告を受け、財務諸表及び決算報告書の確認を行い、学長に監査結果を報告している。

業務を担当する部・課等は、監査報告を受け、業務の改善等に努めている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

管理運営に関わる職員の資質向上については、中期目標に「事務職員等の優秀な人材の確保及び質の向上を図る」、中期計画に「職員の質の向上を図るために、研修制度を充実する」と掲げている。実施している具体的な研修は、新採用職員研修、採用後の2年次・3年次のフォローアップ研修、能力向上研修、階層別研修など、多岐にわたっている。そのほか、国立大学協会及び国立大学財務・経営センターが主催するマネジメントセミナーや部・課長研修、人事院等が主催する研修などに積極的に参加させ、職員の資質向上に努めている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

法人基本規則において、法人の目的、その目的を達成するための施策を執行する役員、施策を審議する経営協議会、教育研究評議会、各種委員会、教授会等の組織について規定し、管理運営に関する方針を中期目標「業務運営改善及び効率化に関する目標」として明確にしている。法人基本規則及び管理運営に関する方針に基づき、運営方針を明文化するとともに、管理運営に係る諸規則、経営協議会、各種委員会等各種会議体の運営に係る規則等を整備している。

学長の選考は、学長選考会議規則、学長選考規則等に、その選考方針等について規定している。役員の選考方法及びその職務内容、部局長、副部局長等その他の職員の職務内容等は、法人基本規則及び学則に規定している。部局長の選考は、部局長候補者選考規則に規定している。部局運営の責任者たる部局長の補佐体制を強化するために副部局長制度を導入しており、副部局長に関する規則を定め、その職務や選考方法について規定している。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

学務に関するデータ（開講科目一覧、学生の履修登録状況、シラバス、成績評価等）は、学務情報システムSOSEKIに蓄積している。各教員の教育活動を示すデータについても同システムに蓄積している。平成20年度からは、中期目標、中期計画、年度計画及び教員個人の年度計画、達成状況等のデータを蓄積できる評価データベースシステムTSUBAKIの運用を開始している。公式ウェブサイト及び教職員用ウェブサイト（学内専用）で、業務に関する情報として中期目標、中期計画、年度計画及び業務実績報告書等、財務に関する情報として財務諸表及び決算報告書等、各年度の組織運営活動を取りまとめた年報及

び役員会等の議事要録を公開し、教職員が閲覧できる環境を整備している。

これらのことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

大学評価会議規則及び同会議委員会細則を定め、自己点検・評価の基本方針及び具体的施策の策定・実施等、第三者評価への対応を行っている。平成19年度に教育・研究等の現状と課題を明らかにするとともに、その活動の一層の活性化を促すことにより、大学の発展に寄与することを目的として組織評価を実施した。その結果は、公式ウェブサイトに掲載し、学内及び社会に対して公開している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

各部局等は、随時、自己点検・評価に基づき、外部者による評価を受けている。平成16年の法人化後、中期目標・中期計画における年度計画についての自己点検・評価は、経営協議会による審議を経て、国立大学法人評価委員会に提出し評価を受けている。平成20年度の法人評価において、中期目標・中期計画の達成状況及び各部局の教育・研究に関する状況について自己評価書を取りまとめ、国立大学法人評価委員会の評価を受けている。それらの評価結果等を活用し、各事業や運営の改善等に努めている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

中期目標・中期計画における年度計画の実施状況についての自己点検・評価等の外部評価の評価結果は、学長、関係理事及び当該部局等において必要に応じ検証するとともに、関係する会議体に報告し、それぞれに改善のための取組を実施している。これらの評価結果を踏まえて、各担当理事を中心に次年度の計画を策定している。組織評価については、自己点検・評価結果を大学評価会議において分析・検証し、改善を要する事項を取りまとめ、各評価単位ごとに改善勧告を行うとともに、学長及び理事と部局長等との面談を実施している。全学共通の改善事項については政策調整会議等において、また、各部局等の改善事項については改善を要する事項への対応状況に基づき各部局が改善策を検討・実施するなどの取組がなされている。具体的には、教員の採用における教育能力の評価、シラバスの改善、授業改善アンケートの在り方、研究の目的・目標・成果の公表、研究の活性化などが改善を要する事項として指摘され、それぞれに対して改善に向けた取組が実施されている。

法曹養成研究科においては、大学設置・学校法人審議会による設置計画履行状況調査において付された留意事項への対応を確実にしている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

大学の基本的な情報並びに教育及び研究に関する活動状況を公式ウェブサイトに掲載しているほか、広

報誌である『熊大通信』を電子化して掲載、発信している。各学部等は、それぞれの教育研究活動状況や成果を各学部等のウェブサイトに掲載している。

また、大学の理念・目的、入学状況、法人化後の取組等を掲載した『熊本大学の立つところ目指すところ!』を制作し、公式ウェブサイトで公表している。さらに、教育研究活動を「地域」という視点でまとめたパンフレット『地域と共に 熊大力』を制作するなど、広く社会に発信している。

これらのことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- キャリア支援・広報・国際戦略に民間から課長級の常勤職員を採用し、有効に機能している。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 熊本大学

(2) 所在地 熊本県熊本市

(3) 学部等の構成

学科：文学部，教育学部，法学部，理学部，
医学部，薬学部，工学部

研究科：教育学研究科，社会文化科学研究科，
自然科学研究科，医学薬学研究部，
医学教育部，保健学教育部，
薬学教育部，法曹養成研究科

研究所：発生医学研究所

専攻科：特別支援教育特別専攻科

別科：養護教諭特別別科

関連施設：大学院先導機構，
イノベーション推進機構，
国際化推進機構，
総合情報基盤センター，
国際化推進センター，
大学教育機能開発総合研究センター，
政策創造研究教育センター，
五高記念館，eラーニング推進機構，
沿岸域環境科学教育研究センター，
衝撃・極限環境研究センター，
生命資源研究・支援センター，
エイズ学研究センター，
バイオエレクトロクス研究センター，
環境安全センター，附属図書館，
保健センター，教養教育実施機構，
文学部附属永青文庫研究センター，
教育学部附属幼稚園，
教育学部附属小学校，
教育学部附属中学校，
教育学部附属特別支援学校，
教育学部附属教育実践総合センター，
医学部附属病院，
薬学部附属創薬研究センター，
薬学部附属育薬フロンティアセンター，
工学部附属工学研究機器センター，
工学部附属ものづくり創造融合工学教育センター，
大学院自然科学研究科附属総合科学技術共同教育センター，
大学院薬学教育部附属薬用植物園，
大学院法曹養成研究科臨床法学教育研究センター

(4) 学生数及び教員数（平成21年5月1日現在）

学生数：学部 7,978 人，大学院 2,275 人

専任教員数：814 人

助手数：5 人

2 特徴

本学は，第五高等学校等の旧制諸学校を母体として，昭和 24 年に発足した総合大学であり，黒髪地区，本荘地区，大江地区の 3 つのキャンパスに分かれている。黒髪地区に，本部（熊本市黒髪 2 丁目 39 番 1 号）を置いている。

本学の理念として，総合大学として，知の創造，継承，発展に努め，知的，道徳的及び応用的能力を備えた人材を育成することにより，地域と国際社会に貢献することを掲げている。

大学の理念に基づき，教育目的，研究目的及び社会連携の目的を定めている。

開かれた心地よい環境の大学として，次の 4 つの運営基本方針を定めて全力を投入している。熊本大学の約束(KU4U)，すなわち，未来を生き抜くプロフェッショナルの養成(Upgrade)，新たな知的価値の創造(Unique)，地域連携と社会貢献(Union)，及び留学生教育と国際貢献(Universal)をミッションステートメントとして，果敢に大学改革に取り組み，教育目的・研究目的の達成，地域貢献に邁進している。また，世界に向けた学術文化の発信に努め，双方向的な国際交流を促進している。

学内 LAN (KUIC)，学内無線 LAN を基盤とする高度情報化キャンパスを構築し，独自に開発した熊本大学学務情報システム (SOSEKI)，熊本大学 WebCT，熊本大学 CALL 等を有機的に連携させた IT 活用を含めた 29 件の多様な教育 GP によって，学部から大学院まで一貫した教育の質向上を達成している。

「生命科学」と「その他工学」の 2 つの 21 世紀 COE から発展した 3 つのグローバル COE プログラム「発生医学」，「衝撃エネルギー工学」，「エイズ学」を始めとして，世界最高水準の研究と人材育成を幅広く実施し，学術面並びに社会面で卓越した研究業績及び優れた研究業績を多数創出している。

遺伝子改変マウス，バイオエレクトロクス，熊大マグネシウム合金等，本学がイニシアティブを取る国際研究ネットワーク活動や，全学を挙げての海外フォーラムの実施など，国際的な学術交流・人的交流が活発であり，本学の活力を生み出すとともに，国際的な評価を高めている。

地域共同研究センター，ベンチャービジネスラボラトリー，インキュベーション施設と知的財産創生推進本部を発展的に充実するイノベーション推進機構の設置，政策創造研究教育センターの設置等を通じて，産学官連携研究，共同研究等を推進し，地域固有の産業技術の高度化，地域の産業振興への貢献が顕著である。

また，地域の医師養成，附属病院による高度先進医療，地域再生事業，教員養成とコアフレンド事業等により地域の医療，文化，教育の発展に寄与している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学は、創設以来、地方中核都市に立地する国立の総合大学として充実発展し、その役割を果たしてきた。21世紀に入り、急速なグローバル化が進むとともに、社会からの大学に対する要請も多様化・高度化している。このような状況の中、本学は次の理念・目的を掲げ、構成員の力を合わせてその実現を目指すこととしている。また、理念・目的を達成するために、以下の目標を設定している。

1. 熊本大学の理念

熊本大学は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、総合大学として、知の創造、継承、発展に努め、知的、道徳的及び応用的能力を備えた人材を育成することにより、地域と国際社会に貢献する。

2. 熊本大学の目的

1) 教育

個性ある創造的人材を育成するために、学部から大学院まで一貫した理念のもとに総合的に教育を行う。

学部では、幅広く深い教養、国際的対話力、情報化への対応能力及び主体的な課題探求能力を備えた人材を育成する。

大学院では、学部教育を基盤に、人間と自然への深い洞察に基づく総合的判断力と国際的に通用する専門知識・技能とを身につけた高度専門職業人を育成する。

また、社会に開かれた大学として、生涯を通じた学習の場を積極的に提供する。

2) 研究

高度な学術研究の中核としての機能を高め、最先端の創造的な学術研究を積極的に推進するとともに、人類の文化遺産の豊かな継承・発展に努める。

また、総合大学の特徴を活かして、人間、社会、自然の諸科学を総合的に深化させ、学際的な研究を推進することにより、人間と環境の共生及び社会の持続可能な発展に寄与する。

3) 地域貢献・国際貢献

地方中核都市に位置する国立大学として地域との連携を強め、地域における研究中核的機能及び指導的人材の養成機能を果たす。世界に開かれた情報拠点として、世界に向けた学術文化の発信に努めることにより、地域の産業の振興と文化の向上に寄与する。

また、知的国際交流を積極的に推進するとともに留学生教育に努め、双方向的な国際交流の担い手の育成を目指す。

3. 熊本大学の目標

1) 教育

① 一般教育（教養教育）の充実

一般教育（教養教育）の内容、方法、教育環境及び実施体制について、全学的視点から絶えざる点検・評価、見直しを行い、社会の急激な変化や諸科学の高度化に対応し得るよう、広い視野に立ち、主体的に課題を探究し、総合的に判断する能力を涵養するとともに、幅広く深い教養、豊かな人間性、高い倫理観、社会的行動力を備えた人材の育成を目指す。

② 専門教育の充実

学部の専門教育においては、大学院教育との関連で教育内容を精査・整理し、学修目標を明確化するとともに、基礎的な専門学力の強化と専門知識・技術・技能の向上を図り、その専門性によって社会に貢献できる質の高い人材の育成を目指す。

③ 創造性豊かな高度専門職業人の養成

大学院においては、専門領域の学術を一層深く理解させるとともに、社会人のキャリア・アップ教育

を含めて、高い専門性を持つ到達目標を設定し、深い洞察力と総合的な判断力によって学術研究の新たな地平を切り開く、個性と創造性豊かな、国際社会で活躍できる高度専門職業人の養成を目指す。

④ 国際化、情報化に柔軟に対応できる人材の育成

全ての教育課程において、国際的対話力や情報技術活用能力の向上を図るとともに、その教育環境を整備し、我が国の歴史や文化を踏まえながら、国際社会の多様な在り方を理解し、今日の世界が直面する課題の解決に向けて果敢に挑戦する人材の育成を目指す。

⑤ 社会に開かれた教育活動の推進

本学の教育目的を踏まえ、子供から高齢者まで幅広い年齢層の人々が本学の教育システム並びに多様な知的資産、知的資源を活用し、生涯を通じて自己啓発を行い、自己実現ができる機会と場を提供し、社会に開かれた教育活動を積極的に推進する。

2) 研究

① 国際的に卓越した先導的研究の推進

学術研究の中核としての役割を果たすため、適切な人的配置と財政的資源配分を行い、研究環境の整備を図るとともに、国際的な人的交流、学術連携・協力の環を広げ、世界をリードする特色ある先導的研究を推進する。

② 個性と創造性のある研究の推進

自由な発想に基づく独創的な学術研究を進展させ、真理の探究、知の継承並びに高度の知識・技術・技能の発展に寄与するとともに、適切な評価に基づいて、継続性を必要とする基礎的・基盤的研究の継承と発展を図る。

③ 活力ある学際的研究の推進

生命倫理や地球環境問題等、多面的・総合的な視点からの究明や解決が必要な課題については、総合大学としての特徴を活かして、また、必要に応じて外部の関係機関と密接な連携・協力を図りながら、多様な領域を有機的に統合した研究組織を編成して、その課題の解明・解決に取り組む。

3) 地域貢献・国際貢献

① 地域社会への貢献

地域社会からの要請を的確に把握し、研究成果の公開、人的交流、諸施設の開放等を通して、産業創成、地域経済振興、教育及び文化の向上、医療・福祉の増進等に積極的に貢献するとともに、教育面における社会サービスの充実を図り、地域に開かれた大学としての役割を果たす。

② 国際交流の推進

世界に開かれた情報拠点として、各国の大学や研究機関と学術的・文化的交流を積極的に推進するとともに、本学学生を国際社会に送り出し、留学生教育とその支援体制を充実することによって、学術文化の国際的発展に貢献する。

③ 情報公開と広報の推進

大学に対する社会的要請を常に把握しつつ、本学の理念、目的、目標、入学者受入方針、教育内容、研究内容、地域貢献・国際貢献の状況等、社会が求める情報を公表するとともに、地域社会と国際社会に向けて広範な広報活動を積極的に行う。

(学部・研究科ごとの目的)

教育研究活動の現場である学部・研究科等においては、それぞれの特徴・個性や創意工夫を活かし、自主性・自律性、公明性を確保しながら、大学の理念・目的を実現するために、大学全体の方針を十分に踏まえた上で、次のようなそれぞれの目的を定めている。

(文学部) <http://www.let.kumamoto-u.ac.jp/let/index.html>

人間の文化的・社会的営為に関わるそれぞれの専門領域を広く学習させ、これらを通じて人間と社会・文化

熊本大学

について深い洞察力、総合的な判断力・応用力を養い、地域文化を担い国際社会に寄与する人間を育成する。

(教育学部) <http://www.educ.kumamoto-u.ac.jp/web>

広い視野と深い教養をもった豊かな人間性を基盤とした教員の養成と地域社会における生涯学習等の指導者の養成のため、教員や地域社会の指導者として必要な基礎的・専門的な知識・技術を修得させ、併せて主体的な課題探究能力を育成することを目的とする。

(法学部) <http://www.law.kumamoto-u.ac.jp/index.html>

社会のさまざまな現象についての幅広い認識と多様な文化や価値観への的確な理解をふまえて、現代社会に生起する諸問題を、法と公共政策の視点から発見、分析、解決するための基礎的・実践的能力を、充実した教育研究をとおして養成する。

(理学部) <http://www.sci.kumamoto-u.ac.jp/index-j.html>

本学部は基礎科学を考究する学部である。この基礎科学は自然の仕組みを解明したいという人間本来の知的欲求から出発する学問であり、やがては将来の科学技術に発展するものもあり、それらの成果は人類の英知あるいは文化として蓄積されるものである。そのために学生がいろいろなことに積極的に関与し課題を見つけ、それらを解決する方法を探求できること、また、それらの結果を人類の幸せのために利用できることを教育の目的とする。さらに、本学部での教育は学部・学科を越えて、できるだけ幅広く履修し、大学院で研究ができる基礎を作るように指導する。

(医学部) <http://www.medphas.kumamoto-u.ac.jp/medical/index.html>

医学科は、強い倫理観に基づき、医学及びその関連領域における社会的な使命を追及、達成し得る人物を育てることを目的とし、科学的で独創性に富む思考力を涵養するとともに、医師として必要な基本的知識、技量を修得させ、生涯にわたって自己研鑽を積むことのできる人材を育成する。

保健学科は、看護学専攻、放射線技術科学専攻、検査技術科学専攻の三専攻から成り立っており、生命や人間の尊厳に基づく心豊かな教養そして高度な専門的知識・技能を備え、チーム医療のスタッフとして活動し、広く社会に貢献できる資質の高い医療者・研究者・教育者を育成する。

(薬学部) <http://www.pharm.kumamoto-u.ac.jp/>

薬学部では、“薬学は医薬を通して人類の健康に貢献する総合科学である”との理念のもと、医薬品の創製・生産・管理、環境・保健衛生及び薬剤師の職務等に関わる基礎知識を習得させ、生命科学を基礎とする高度の薬学的思考力と倫理観を備えた創造性豊かな人材を育成する。

(工学部) <http://www.eng.kumamoto-u.ac.jp/index.php>

工学の専門知識と学際的知識を総合化した判断力を有するとともに、問題解決能力や新規分野を開拓発展させる能力を備え、人類の福祉と文化の進展、自然との共生に寄与できる技術者を養成する事を目的とする。科学技術は広く学際領域に及ぶため、単に技術を教授するだけにとどまらず、国際的な視野に立つ幅広い知識と柔軟な応用能力を持つことのできる教育を実施し、高級技術者の育成を行う。

(教育学研究科) <http://www.educ.kumamoto-u.ac.jp/web/>

学部における教員養成教育を基礎として、広い視野に立って精深な教育学的学識及び研究方法を授けるとともに、教育の場に関係する理論と実践の研究能力及び専門性を高め、教員として必要な資質能力を向上させることを目的とする。

(社会文化科学研究科) <http://www.gsscs.kumamoto-u.ac.jp/>

21世紀社会が抱える多様かつ深刻な課題を乗り越え、真に豊かな成熟社会を形成するために、グローバルとローカルの二重の視点から文化・社会についての理論的・政策的な研究を推進し、それを踏まえて、文化的・政策的課題の解明・解決に立ち向かえる高度な専門的知識、幅広い識見、国際的な視野、分析・総合・応用能力、及び実践的な政策形成能力を持った人材を養成し、それらを通しての社会貢献を遂行する。

(自然科学研究科) <http://www.gsst.kumamoto-u.ac.jp/>

社会の急速な変貌に伴って起こる様々な問題に対して、科学・技術の立場から柔軟に対処しうる豊かな識見と創造的、指導的能力を持つ人材の育成を目指す。そのため、より高度な専門教育を実施する博士前期課程と、先端的・学際的・融合的・総合的な教育・研究を実施する博士後期課程とからなる区分制大学院に、制度的・組織的に強い連携と連続性を持たせ、境界領域・融合領域・学際領域に対処しうる幅広いバックグラウンドと複数の専門領域を有する総合的な人材を育成する。また、広い視野・柔軟な創造力と指導的能力の育成を図るため、学外の先端的研究機関との連携を強化して、人材需要と地域の発展に寄与する。さらに、社会人のリフレッシュ教育のための制度を緩和し、外国人留学生のための教育・研究の環境を充実させて、多様な人材を受け入れて育成することで、社会及び世界に開かれた大学としてのより一層の活性化を図る。

(医学教育部) <http://www.medphas.kumamoto-u.ac.jp/medgrad/index.html>

医学又は生命科学の幅広い知識及び深い思考力を備えた、専門分野における国際的研究能力を有する研究者若しくは教育者又は高い研究志向及び問題解決能力を有する高度医療専門職業人を育成することを目的としている。

(保健学教育部) <http://www.hs.kumamoto-u.ac.jp/>

保健・医療・福祉領域の包括的・先端的な教育・研究を通して保健学の学問体系を確立し、その成果を社会に還元することにより、国民の健康と福祉の発展に貢献する。さらに、人間の尊厳を軸とした高い倫理観を基盤とした豊かな人間性を備え、高度な専門的知識を持ち、医療現場でリーダーシップを発揮できる高度専門職業人および教育・研究者を育成する。

(薬学教育部) <http://www.pharm.kumamoto-u.ac.jp/phagrad/>

学部教育で培われた基礎薬科学および生命科学を基盤にして、各専門分野で自立し、かつ指導性を発揮できる、いわゆる高度な薬の専門家および生命科学者の育成を目指す。分子機能薬学専攻（分子機能薬学領域、創薬科学領域、薬物機能評価学領域）と生命薬科学専攻（生命・環境科学領域、医療薬学領域）を両輪として、医薬品創製の現場で主導的役割を果たすゲノム創薬と基盤的創薬の研究者・技術者の育成、先端的な生命科学分野および環境科学分野の研究者・技術者の育成、臨床の現場で薬の本質を深く理解した医療の担い手として、医薬品の適正使用に貢献できる高度な指導的臨床薬剤師を育成する。

(法曹養成研究科（法科大学院）) <http://www.ls.kumamoto-u.ac.jp/>

21世紀の我が国社会は、経済のグローバル化とIT技術革新に伴って知的財産が付加価値の源泉となる「ポスト工業化社会」に変容する一方、我が国全体として「事前規制・調整型社会」から「事後監視・救済型社会」への転換や法の支配の原則に従った社会や企業・地方公共団体の運営が求められるとともに、急速に進展する「少子・高齢社会」が大きな時代の流れになっていくものと考えられる。こうした我が国社会をとりまく時代の流れは、質的に多様かつ高度化した新たな法的紛争を生み出し、量的にも著しい増加がみられるものと予想される。こうした時代の要請に応えるため、質の高い法理論教育を行うことはもちろんであるが、法理論の具体的適用・応用過程、すなわち法理論と実務を架橋する教育を強く意識したプロセスとしての法曹養成教育を行い、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成することを理念・目標とする。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

本学は、学則第1条及び大学院学則第2条において、教育基本法及び学校教育法の主旨に沿った教育研究上の目的を定めており、学則及び大学院学則に定める教育研究上の目的に基づき、中期目標において、基本的な目標、理念及び目的を定めている。各学部・研究科等は、大学の理念・目的を踏まえた上で特性に応じた目的を定めている。学則及び大学院学則に定める教育研究上の目的は、規則集システム、学生案内等に掲載し、構成員に周知している。

理念・目的は、熊本大学概要、「熊本大学の立つところ目指すところ!」、学生案内等に掲載し、構成員に配布している。熊本大学概要は、他の国立大学法人、県内の諸大学・高専等に配布しており、さらに、経営協議会等の各種会議の学外委員や、様々な本学来訪者にも配布している。公式ホームページでは、理念・目的等に加え、「熊本大学の立つところ目指すところ!」や学部等の理念・目的を掲載し、構成員に周知するとともに、広く社会に公表している。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学は、学則第1条及び大学院学則第2条において、教育基本法及び学校教育法の主旨に沿った教育研究上の目的を定めており、学則及び大学院学則に定める教育研究上の目的に基づき、中期目標において、基本的な目標、理念及び目的を定めている。各学部・研究科等は、大学の理念・目的を踏まえた上で特性に応じた目的を定めている。学則及び大学院学則に定める教育研究上の目的は、規則集システム、学生案内等に掲載し、構成員に周知している。

理念・目的は、熊本大学概要、「熊本大学の立つところ目指すところ!」、学生案内等に掲載し、構成員に配布している。熊本大学概要は、他の国立大学法人、県内の諸大学・高専等に配布しており、さらに、経営協議会等の各種会議の学外委員や、様々な本学来訪者にも配布している。公式ホームページでは、理念・目的等に加え、「熊本大学の立つところ目指すところ!」や学部等の理念・目的を掲載し、構成員に周知するとともに、広く社会に公表している。

基準 3 教員及び教育支援者

教員組織編制においては、学部及び大学院（法科大学院を含む。）のいずれについても、設置基準を上回る専任教員数を配置するとともに、質的にも教育課程を確実に実施するための十分な教育提供体制を整え、大学院等の必要な研究指導教員等を確保している。本学の教育研究体制の基本を成す講座等の組織についても、教員の適切な役割分担や組織的な連携体制の下で、学部・大学院の専門性・特性を踏まえた適正な編成がなされている。特に、生命科学系大学院においては、研究組織と教育組織を分離した柔軟な教育研究体制を構築している。さらに、産業界等の知的資源を活用した寄附講座や連携講座を置き、教育研究機能の一層の充実を図っている。

教員の選考にあたっては、教育職員選考規則等に基づき、公募制により教育上の能力を兼ね備えた優秀な教員の確保に努める一方、男女共同参画推進基本計画に沿って女性教員雇用率の向上にも努めている。また、平成19年度からテニユア・トラック制度を導入し、若手研究・教育者の育成強化とキャリア形成支援を進めている。

教員の業務向上面では、平成18年度から評価制度を本格実施し、教員の個人活動評価指針等に基づき、教員の活動目標の達成状況（自己評価）に対し、学部長等が3年に一度評価を行い、その結果を業務改善や給与

(昇給及び勤勉手当)に反映させる仕組みを整備・運用している。教育方法の改善に資するため、授業改善のための学生アンケート調査を学期ごとに実施し、その結果をWeb上で公開するとともに、調査結果により問題がある場合は、授業担当教員に対して必要な指導・助言を行っている。また、優れた教育活動を行った教員に対する表彰・報奨制度を平成21年度に導入し、教育活動を一層推し進めることとしている。

教育を支える研究活動の活性化策としては、平成19年度から研究活動に関する表彰・報奨制度を導入し、科学研究費補助金等の外部資金を一定額以上獲得した教員を表彰し報奨金を給付している。

教育支援体制に関しては、十分な事務職員及び技術職員を配置するとともに、TA等の教育補助者を積極的に配置・活用し、教育課程を確実かつ効果的に実施している。

基準4 学生の受入

アドミッション・ポリシーは、全学・学部・学科・課程等において教育の理念・目的に沿って明確に定められている。その内容は、学生募集要項及びホームページ等に掲載・公表され、さらに、オープン・キャンパス、進学説明会、出前授業等においても説明するなど周知を図っている。

入学者選抜では、アドミッション・ポリシーに基づき、多様な方法で実施している。一般選抜では、個別学力検査のほかに、小論文、面接・実技等を適宜組み合わせ、アドミッション・ポリシーに沿った学生の確保に努めている。また、推薦入試(大学入試センター試験を課さない推薦、センター試験を課す推薦)、帰国子女入試、社会人入試、私費外国人留学生特別選抜、3年次編入学等の特別選抜を実施することにより、多様な学生を幅広く受け入れるように努めている。大学院においては、受験生や社会の要請に応えるべく、留学生及び社会人学生を積極的に受け入れている。

入学試験の実施・運営は、学部の個別学力試験については、入学試験委員会規則に則り、学長を補佐する教育・学生担当副学長を委員長とする入学試験委員会の下に、各学部で試験実施組織を整備し、厳密・公正に実施している。大学院においては、各研究科等の入学試験委員会の下で、厳密・公正に実施している。

入学者選抜試験の検証と改善の取組としては、アドミッション・ポリシーに関するアンケート調査、学生生活実態調査等を行い、その分析結果を基に試験科目、配点及び選抜方法等の改善に努めている。

学部入学者の状況は、過去5年間では、入学定員から大幅に乖離する学科・課程はなく、入学者数は概ね適正である。大学院においては、一部の研究科等で入学定員との乖離傾向が認められるが、全体的に入学定員を大幅に超え、又は大幅に下回る状況にはなっていない。

基準5 教育内容及び方法

<学士課程>

教育課程は、学則に定める編成方針に基づき、それぞれの区分に属する各科目・授業が効果的な連携を図りながら適切に配置されるよう編成している。教養教育は、要諦の部分に多くの必修科目を配置している。専門教育は、各学部・学科の教育目的に沿って、バランスと体系性の確保に留意しながら科目を配置している。そのほか、工学教育は、全国に先駆けて国際水準のJABEE等の認定を受け、薬学部及び工学部の一部の学科は、環境ISO14001を認証取得するなど、特色ある教育課程を編成している。

学内外の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮して、他大学との連携、編入学制度の導入、インターンシップの実施及び各学部・学科独自の取組を行っている。授業担当者は、研究活動を通じて教育目的の実現に必要な知見の水準を確保し、研究成果を授業目的にふさわしい形で授業に反映させている。

履修方法、単位の計算・認定方法及び授業科目等は、学則、学部規則及び教養教育履修規則等に明示するとともに、教養教育及び専門教育の一部において履修単位の上限を設定(CAP制度)している。自習室の設置及

びカンファレンス室や共同研究室を開放し、授業時間外の主体的な学習を可能にするほか、全学部での CALL による英語の自主学習、WebCT を活用した e ラーニングによる自主学習を可能にするなど、学習環境を整備している。

各学部は、それぞれの教育目的と専攻分野の特性に沿って授業形態や指導法の工夫を行っている。種々の授業形態とそれらの配分は専攻分野ごとに異なるが、いずれにおいても、通常の講義形式に偏ることなく、専攻分野に必要とされる効果的な授業形態を採用している。

シラバスは、教養教育及び専門教育において、共通の項目で作成しており、Web での公開等の取組により、学生の活用を促進している。

自主学習のための施設・設備を整備するほか、附属図書館においても自主学習を支援するため、夜間・休日の時間外開館を実施している。また、基礎学力不足の学生への取組も適宜実施している。

成績評価、単位認定及び卒業認定等の基準は、学則及び学部規則等で組織的に策定されており、その基準等に従い、適切に実施している。学生への周知は、Web 公開及び履修指導等、多様な方法で実施している。

教育方法改善ハンドブック (KU:T0) を作成し、シラバス様式の統一及び具体的な作成方法について解説している。シラバスに成績評価基準・方法等を明示し、学生に公表している。学生は、成績の確認を Web 上で行い、成績評価に係る異議申立制度を設け、各学部等で適切に対応している。

<大学院課程>

本学は、専門職大学院を除き、3 研究科及び 3 教育部を設置している。大学院学則に教育課程の編成方針を明示し、各研究科等では授与する学位及び養成する人材像等の教育研究上の目的を定めている。

学生のニーズ、社会からの要請等については、アンケート、学生代表との懇談会等により実効のある方法で把握に努め、多様な形で教育課程の編成等に役立てている。授業担当者は、教育目的の実現に必要な知見を研究活動を通じて確保し、授業の内容に反映させている。教育の質の向上等を目指す教育改革の優れた取組として、本学が企画したプログラムが「魅力ある大学院教育」イニシアティブ等の多くの教育 GP に採択されるなど、大学院教育の充実を図っている。

授業・研究指導、履修、単位の計算方法・認定、修了要件等は、大学院学則及び研究科等規則に明示している。シラバスに学習目標、授業計画、評価方法・基準等や自主学習につながるレポート・課題等の情報を明示している。各研究科で自習室や研究室に自主学習スペースを確保しているほか、カンファレンス室や共同研究室を開放し、授業時間外の主体的な学習を促進している。そのほか、CALL による英語自主学習、WebCT を利用した e ラーニングによる自主学習を可能にするなど、学習環境を整備している。

各研究科等において、教育目的と専攻分野の特性に沿った授業形態や指導法を工夫し、通常の講義形式に偏ることなく、専攻分野に必要とされる効果的な授業形態を採用している。

シラバスは、学士課程と同一の様式で、教育課程の編成の趣旨に沿って作成され、Web 上で公開することによって、学生への活用を促している。

各研究科等においては、社会人学生を積極的に受け入れ、学生の事情に応じた授業時間割の設定や論文指導時間の配慮が行われている。

教育課程の趣旨に沿った研究指導の体制は大学院学則及び各研究科等の規則において明示し、学位論文等の改善を計画的に適切に実施している。また、熊本大学国際奨学事業奨学金制度を創設し、学生の国際会議等での研究発表等や海外インターンシップを幅広く支援するなど、研究指導の充実を図っている。

研究テーマは、指導予定教員と相談の上決定し、研究指導、学位論文に係る指導は、各研究科等において、学生ごとに主任指導教員及び副指導教員の複数の指導教員を置くことを定め、それぞれの特性に沿った多様な指導の工夫を行っている。そのほか、多面的な指導の機会確保に努めている。

成績評価基準や修了認定基準等は、大学院学則及び各研究科等規則等で組織的に策定されており、その基準等に従い、適切に実施している。学生への周知は、Web公開、履修指導など多様な方法で実施している。

全学学位規則及び各研究科等規則において学位論文の審査体制について規定し、組織的に適切な審査体制を構築している。各研究科等で評価基準を明示し、組織的に適切に実施している。審査体制は、多様な方法で学生に周知されている。

すべての研究科等において、大学院学則等に基づき、成績評価基準を明示するとともに、異議申し立てに対応する仕組みを整備することにより、成績評価等の正確さを確保している。

<専門職学位課程>

法曹養成研究科の教育課程は、大学院学則に定める編成方針に基づき編成され、専攻及び授業科目等は、研究科規則で具体化している。理念・目的に基づき、3年標準コース及び2年短縮コースの教育課程を設け、特色ある法曹養成に資する教育課程を体系的に編成している。

質の高い法曹を養成するために、法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群からなる3年の教育課程を編成し、基礎的な法的ニーズとともに、新しい法的ニーズにも対応し得るように授業科目を配置している。学生の多様なニーズ、地域社会のニーズ、学術の発展動向を含めた社会からの要請等に対応して、教育課程に新しい法的ニーズに対応した履修モデルや教育連携による授業科目を編成している。

履修方法、単位の計算・認定方法等は、大学院学則、研究科規則等に明示し、適切に実施している。シラバスに学習目標等を明示しているほか、自主学習資料を明示し、予習・復習等に関する指導を徹底している。授業時間外の学習時間を確保するため、履修科目の登録の上限(CAP制度)を設けている。また、GPA(Grade Point Average)による評価を採り入れている。学生の自主学習を促すために、オフィスアワー等については時間割に記載するなど、きめの細かい指導等を行い、コミュニケーションの機会確保に努めている。研究室やその他の場所を、自主学習用のスペースとして確保するほか、WebCTを利用したeラーニングによる自主学習など多様な学習環境を整備している。

法曹界の期待にこたえるため、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹の養成を目的・理念として掲げ、特色ある法曹養成に資する教育課程を編成している。附属臨床法学教育研究センターを設置し、実践的な教育を実施している。

職業人育成を前提とする教育目的に沿って、専門性の獲得と専門職業におけるスキルの獲得につながる実践的な授業科目を中軸に科目編成し、それぞれの内容にふさわしい授業形態を採っている。各種の授業形態とそれらの配分は、通常の講義形式に偏ることなく、専門分野に必要とされる効果的なものとなっている。

法曹養成研究科のシラバスでは、授業のレジュメ、お知らせ、概要、15回分の詳細な情報を掲載している。本シラバスをWeb上に公開等し、学生の活用を促進している。

成績評価基準や修了認定基準等は、大学院学則及び研究科規則等で組織的に整備されており、その基準等に従い適切に実施している。学生への周知は、シラバスシステムでのWeb公開及び履修指導など多様な方法で実施している。

成績評価基準を明示するとともに、答案の返却や異議申し立てに対応する仕組みを整備し、成績評価等の正確さを確保している。

基準6 教育の成果

中期目標において、基本的方針や目標を定め、各学部・研究科等は、それぞれの特性に応じた教育研究上の目的を明確に定めている。達成状況の検証・評価としては、授業改善のためのアンケート及び卒業(修了)者、

熊本大学

就職先企業等への能力評価に関するアンケートを実施し、アンケート結果で顕著になっている問題点等について、授業改善の諸問題への対応等を教育方法改善ハンドブック（KU:T0）に掲載し、全学的に活用している。

単位の取得率、学位取得状況は、いずれも高い水準を維持しており、留年、休学、退学・除籍の数は、いずれも低い水準で推移している。国家試験の合格率は、医師、看護師、臨床検査技師等で高い水準を維持している。さらに、大学院学生の研究成果は、学会等で活発に発表されている。

授業改善のためのアンケートを実施し、授業が全体的に有意義であるということが検証できた。また、要改善授業については、個別に迅速な改善を指導している。

学部卒業者の進路状況は、理学部、工学部及び薬学部の卒業者は、学士課程から大学院修士課程への進学者が多くなっている。また、修士課程・博士前期課程から博士課程・博士後期課程への進学意欲が高い一方、多くの修了者が多様な職種に就職している。

関係者からの意見聴取は、多様な方法により実施し、就職先の企業等アンケートによると、一般常識、教養・基礎学力等、あらゆる項目で高水準であるとの回答を得た。また、低水準及び期待を要する箇所については、優先課題として、更なる改善を図っている。

基準 7 学生支援等

学部新生に対して学部・学科等ごとに定期的に履修指導と生活指導が行われ、また2年生以上の学部学生及び大学院学生に対しても同様に履修指導が行われている。

学習支援面では、学生生活実態調査等により学生のニーズを把握し、また、チューター、インストラクターを配置するなど適切に対応している。

留学生及び障害を持つ学生のように特別な支援を必要とする学生への対応面では、学生相談室を中心として、国際化推進センター、学部・学科等が連携して、人員・設備を整備している。

自主的学習環境の整備面では、各学部・学科等がすべて自習室・図書室等、学習スペースを整えている。

学生のサークル活動や自治会活動等の課外活動面では、財政的支援のみならず、サークルリーダー会議との連携、学長と体育会との意見交換会等、組織的整備がなされ、さらに、学生表彰のインセンティブによって学生に動機付けがなされている。

学生の生活支援面では、学生相談室を中心に、保健センター、セクシュアル・ハラスメント防止委員会、学部・学科が連携して、学生の多様な相談に迅速・適切に対応する体制を整備している。就職支援体制も教職員が一体になって強化している。

特別な支援が必要な学生の生活支援面では、特に留学生の生活拠点の確保に関して、現在の国際交流会館だけではなく、民間アパートの活用を含め各種の施策が用意されている。また、新しい留学生宿舎の建設に着手している。

学生の経済的援助面では、入学料・授業料免除制度、各種奨学金にかかわる応募支援等を実施するほか、学部・研究科においては、地元銀行と協定した教育ローン、企業寄附による留学生奨学制度等、それぞれ特色ある支援事業を積極的に実施している。住居の支援では、低額で利用できる学生寄宿舍を備えている。

基準 8 施設・設備

教育研究組織及び教育課程に対応すべく、設置基準を上回る校地及び校舎等を有し、有効に活用されている。教育研究等を支援するための施設整備を行うとともに、ユニバーサルデザインの一環としてバリアフリー対策等も計画的、段階的に実施している。

有線 LAN として基幹 10GB、支線 1 GB の通信速度を持つギガビットネットワークを敷設し、無線 LAN として約 460 箇所のアクセスポイントを設置している。総合情報基盤センター、附属図書館及び各部局等に、約 1,350

台の全学情報教育及び自習支援のためのコンピュータを設置している。本学構成員は、それらのネットワーク及びコンピュータを用いて学務情報システム（SOSEKI）にアクセスし、履修登録、成績参照等を行っている。

附属図書館中央館は放送大学との合築により、医学系分館は医学教育図書棟の新築により、それぞれ閲覧室の整備、収容力の拡大等を図っており、また年間の大半を開館し、より多くの者が利用できるように努めている。一般市民への図書館開放も行い、地域住民の生涯学習への支援も行っている。さらに、学術リポジトリを介して、大学の知的生産物である学術論文等を Web 上に公開している。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育研究組織及び教育課程に対応すべく、設置基準を上回る校地及び校舎等を有し、有効に活用されている。教育研究等を支援するための施設整備を行うとともに、ユニバーサルデザインの一環としてバリアフリー対策等も計画的、段階的に実施している。

有線 LAN として基幹 10GB、支線 1 GB の通信速度を持つギガビットネットワークを敷設し、無線 LAN として約 460 箇所のアクセスポイントを設置している。総合情報基盤センター、附属図書館及び各部局等に、約 1,350 台の全学情報教育及び自習支援のためのコンピュータを設置している。本学構成員は、それらのネットワーク及びコンピュータを用いて学務情報システム（SOSEKI）にアクセスし、履修登録、成績参照等を行っている。

附属図書館中央館は放送大学との合築により、医学系分館は医学教育図書棟の新築により、それぞれ閲覧室の整備、収容力の拡大等を図っており、また年間の大半を開館し、より多くの者が利用できるように努めている。一般市民への図書館開放も行い、地域住民の生涯学習への支援も行っている。さらに、学術リポジトリを介して、大学の知的生産物である学術論文等を Web 上に公開している。

基準 10 財務

本学は、教育研究活動を安定して遂行できる十分な資産を有している。学生納付金収入、附属病院収入及び外部資金の受入れなど経常的収入を継続的に確保し、教育研究活動の安定的遂行に充てている。特に、外部資金の受入額は毎年確実に増加しており、財政基盤の強化に寄与している。なお、医学部附属病院については、現在、再開発中であり借入金が増加傾向にあるが、当該借入金は償還計画に基づき附属病院収入で確実に返済している。

大学の目的を達成するための活動に係る財政上の基礎として、中期計画及び年度計画において予算、収支計画、資金計画を作成するとともに、毎年度の予算配分は、予算編成の基本方針及び予算配分方針を策定している。これらの計画等は、経営協議会や部局長等連絡調整会議等の議を経るなど学内外の意見を聴取した上で役員会で決定している。各部局等は、教授会等で報告しており、関係者に対し明示している。

財務諸表は、文部科学大臣の承認後、速やかに官報及び公式ホームページに掲載しており、大学の財務状況を適切に公表している。

財務が適正であることを保証するため、法令等に基づき、監事監査、会計監査人監査及び内部監査を適正に実施している。このうち、内部監査は、平成 19 年 11 月に学長直属の独立した監査室を設置し、内部監査機能の充実を図っている。

国からの運営費交付金について効率化及び経営改善に係る減額が毎年行われる中、今後の財政状況はますます厳しくなることが見込まれることから、より一層の財源の確保及び経費の節減について、今後も積極的に取り組む必要がある。特に、医学部附属病院については、再開発により建物・設備の整備に要する経費が増加傾向にあることから、借入金等の債務の返済等が今後も確実に行われるよう、第 2 期中期目標・計画期間の運営費交付金の配分ルールを踏まえながら、病院収入の増収及び経費の節減の課題に適切に対応する必要がある。

基準 11 管理運営

学長のリーダーシップの下、法人の重要事項の審議及び基本方針を決定する管理運営組織として役員会、経営協議会、教育研究評議会を、また、戦略的な施策作りを行うため、総合企画会議等を設置している。政策調整会議、総合企画会議、部局長等連絡調整会議及び各担当理事が議長となっている推進会議等が、その意思決定を迅速かつ効率的に実現するため機能している。さらに、学長特別補佐7人を任命し、学長を補佐している。事務組織は、事務局と各部局の事務部から構成され、事務局長の直属に事務改革室を設置している。

教職員、学生、学外関係者のそれぞれのニーズを把握するため懇談会、学長への提言ボックス等、様々な方が実施され、把握したニーズは全学及び各部局において適切に反映している。

監事は、監査計画書等に基づき、効率的、効果的な監査を実施しており、監査結果に基づき指摘された事項は、該当部署等で検討に付し、具体的な業務等の改善を図っている。

職員の資質向上を目的とし、多岐にわたり研修等を学内で実施するとともに、国立大学協会等が主催するマネジメントセミナー等に参加させている。

法人基本規則において法人の目的を定め、これを基に管理運営に係る諸規則等を整備している。中期目標に業務運営の改善及び効率化に関する目標を定め運営方針を明文化している。

学務情報システム（SOSEKI）及び評価データベースシステム（TSUBAKI）を構築・運用することにより、全学の活動データ等を収集・蓄積している。本学の目的や各種情報は、公式ホームページに掲載している。

自己点検・評価を実施する体制を整えて組織評価を実施し、評価結果に基づき、学長及び理事と部局長等との面談を実施し、適宜、改善のための取組を行っている。その評価結果は、公式ホームページに掲載し、学内外に公表している。

年度計画の実施状況等に関する自己評価の結果は、経営協議会に付議し、学外委員による検証を実施するとともに、各部局等に報告し、この結果を踏まえて、各担当理事を中心に次年度の計画を策定している。

本学のあらゆる教育研究活動状況を公式ホームページ等に掲載するほか、広報誌である熊大通信をWeb化し、本学の活動状況を発信している。「熊本大学の立つところ目指すところ!」、「地域と共に 熊大力」を制作・公表するなど、広く社会に発信している。

